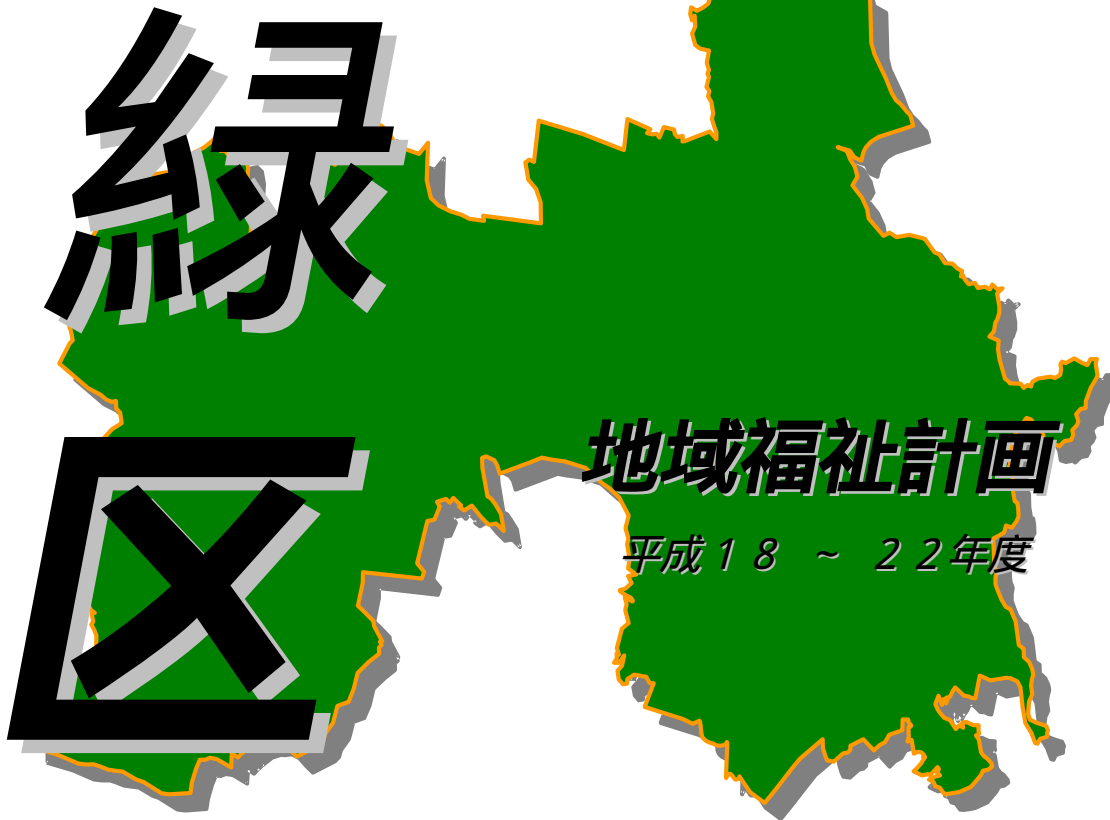




緑区のシンボルマーク



「区民一人一人が  
手を結びあい、  
心あたたまる  
地域の活性化をめざし、  
住みよいまちを創造していく」

平成18年3月

千葉市

## ごあいさつ

緑区はその名のとおり、自然環境に恵まれた区であり、土気台地に広がる「昭和の森」や、鎌取地区にある「泉谷公園」など、豊かな自然を生かした公園や多くの山林、畑地、田地などの自然環境を保有しております。その一方で、おゆみ野・あすみが丘地区などにおいては、宅地化が進みベッドタウンとして発展し続けています。

緑区は、千葉市6区のなかでも、総人口に占める年少人口の比率が高く、「若い区」ではありますが、確実に進展している少子高齢化や核家族化といった社会情勢からすると、今後の地域で人々が安全で安心して暮らしていくなかで、生活課題はますます増加し、また多様化してゆくものと思われます。

そこで、このまち「緑区」に、ここに暮らす誰もが健康で、いきいきと、安心して、生活出来るために、「緑区地域福祉計画」がまとめられました。

この計画が、超少子・高齢化社会を地域で支えていく上で大いに寄与するものと期待しております。区民の皆さんが「これからも住み続けたい」と思える緑区をめざして、地域で起こる様々な生活課題を、住民、ボランティア、地域で活躍している団体の方々、福祉事業者など、地域を支える人たちが協働して、解決をしていくための指針として、この計画が活用される事を願っています。

おわりに、この計画の策定に対し、多大なご尽力をいただいた策定委員を始めとする地区フォーラム委員の方々ならびに多くの意見をお寄せいただいた区民の皆様に、心から御礼申し上げます。

緑 区 長

## ごあいさつ

緑区地域福祉計画の取りまとめに際しまして、一言ごあいさつ申し上げます。

千葉市の地域福祉計画の策定にあたり、平成16年、各区に「地区フォーラム」が設置され、地域福祉で夫々のお立場でご活躍の地域住民、地域団体の皆様方がご参加されました。

緑区では、誉田、椎名、土気、おゆみ野の4地区に7つの「地区フォーラム」が出来、60名の委員により構成されました。

「地区フォーラム」では、地域福祉に関わる生活課題とその解決策について各委員が様々な方々の意見をお聞きし、それを持ち寄って討議して参りました。

1年目（平成16年）は、福祉の生活課題に対する緑区の現状、そして出来るだけ多くの方々のご意見、ご要望、そして資料の収集に費やす状況で推移致しました。

2年目（平成17年）は、委員と多くの方々のご意見により、緑区地域福祉計画策定の基本理念として「区民一人一人が手を結びあい、心あたたまる地域の活性化をめざし、住みよいまちを創造していく」を掲げ、5つの生活課題をキーワード（基本方針）として、計画案の策定に取り組むこととなりました。

この間に、緑区地域福祉計画策定委員会（区策定委員会）が設置され、併せて計画案の取りまとめの作業を進める作業部会が設けられ、この作業部会を中心に緑区地域福祉計画案の骨子取りまとめが進みました。区策定委員会は、千葉市の地域福祉計画策定委員会（市策定委員会）と密接に連携をとりながら進めて参りました。

そして、3年目（平成18年）は、計画案の更なる詰めとして、全委員及び出来るだけ多くの区民の皆様方のご意見を賜るべく、合同フォーラムやパブリックコメントを経まして本計画の取りまとめが出来ました。

内容は、地域福祉の生活課題を全て網羅したとは言えませんが、今現在よりは前向きに心あたたまる地域の活性化に向け取り組もうという意欲を、全委員熱くかみ締め作成致しました。

本計画は、平成18年4月以降区民の皆様方に広くご理解を得、そしてあたたかいご支援、ご協力を得て、一つ一つ着実に具現化していけばと切にこい願う次第であります。

本計画策定にあたりまして、これに参画された全ての委員、あたたかいご支援そして種々のご意見を賜りました全ての皆様方に厚く敬意を表しますと共に心からなる感謝を申し上げる次第であります。本当に有難うございました。

緑区地域福祉計画策定委員会

委員長 川瀬 康行

## <目 次>

### 第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的	8
2 計画策定の基本理念	10
3 策定にあたっての基本的な考え方	11
4 策定の組織	12
5 計画の策定経過と計画期間	14

### 第2章 緑区の現状

1 緑区各地区の福祉に関する調査資料・統計・マップの作成	18
2 統計データ等からみた緑区の現状	19
(1) 人口と世帯数	19
(2) 要介護認定者数	20
(3) 障害者手帳交付数	20
身体障害者手帳交付数	
療育手帳交付数	
精神障害者保健福祉手帳交付数	
(4) 老人クラブ数及び会員数	21
(5) ふれあい食事サービス実施状況	22
(6) 老人つどいの家実施回数及び延べ利用者人数	22
3 福祉マップ(緑区内にある主な施設・交通網)	23
(1) 公共施設(区役所、保健福祉センター、市民センター、警察、消防署など)	23
(2) 地域の主な公共機関(銀行、郵便局、農協)	24
(3) 高齢者福祉関連施設(在宅介護支援センター、特別養護老人ホームなど)	25
(4) 地域の集会所、老人つどいの家、公民館	26
(5) 幼児関連施設(幼稚園、保育所(園))	27
(6) 児童・生徒その他関連施設(小・中学校、子どもルーム等)	28
(7) 伝承文化・史跡・自然体験場(水路、里山、旧家、遊歩道等)	29
(8) 障害者(児)関連施設(養護学校、聾学校、障害者技術専門校、特殊学級)	30
(9) 緊急避難場所	31
(10) バス路線経路と便数	32
(11) 医療機関	33

第3章 計画の5つのキーワード(基本方針)	
(1) コミュニケーション(交流・ふれあい・社会参加)	36
(2) 施設の活用(居場所・安らぎ・学び)	36
(3) 緊急時の支援・対応(安全・安心・安住)	36
(4) 身近な生活支援(手伝い・助け合い・声かけ合いの輪を)	36
(5) 交通対策(気軽に便利に行動を)	36
第4章 緑区地域福祉全体の課題の集約	
キーワード設定までの各地区からの課題	
1 キーワード設定までの流れ	38
2 キーワードと緑区地域福祉全体の課題	38
(1) コミュニケーション(交流・ふれあい・社会参加)	38
(2) 施設の活用(居場所・安らぎ・学び)	38
(3) 緊急時の支援・対応(安全・安心・安住)	39
(4) 身近な生活支援(手伝い・助け合い・声かけ合いの輪を)	39
(5) 交通対策(気軽に便利に行動を)	39
第5章 キーワード(基本方針)の解決策	
現状把握、課題の補足、解決策の提案	
1 コミュニケーション(交流・ふれあい・社会参加)	42
2 施設の活用(居場所・安らぎ・学び)	50
3 緊急時の支援・対応(安全・安心・安住)	56
4 身近な生活支援(手伝い・助け合い・声かけ合いの輪を)	62
5 交通対策(気軽に便利に行動を)	68
第6章 計画の推進に向けて	
1 緑区地域福祉計画推進のための方向	74
2 緑区地域福祉計画推進協議会(仮称)の設置	77
資料編	79



# 第1章

## 計画の概要



## 1 計画策定の背景と目的

### (1) 計画策定の背景と目的

現代の地域社会は、少子高齢化及び核家族化の進展により、以前の「向こう三軒両隣」や、「三世同居」といった言葉が示すような近隣住民相互、あるいは家庭内での人々の交流は希薄になってしまいました。また、情報の発達等、社会は大きく変化してきており、福祉に関する問題は多様化しています。

行政は、このような問題に対し、さまざまなサービスを展開していますが、支援を必要としている全ての人々に必要なサービスが行き届いているわけではありません。

このような現状を踏まえ、国では、地域住民、事業者、活動団体、行政などがお互いに協力して地域で支え合い、助け合うまちをつくっていくために、平成12年社会福祉法の改正において、第107条に「市町村地域福祉計画」の策定を定めました。

緑区においても、誰もが住み慣れた地域で、安心して充実した生活が送れるために、区民一人一人が今まで以上にお互いに協力して、支え合い助け合う仕組みをつくることをめざし、ここに、「緑区地域福祉計画」を策定しました。

社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときには、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項



(2) 区計画と市計画

本市では、市域も広く、区によって都市形成の過程や交通基盤などのインフラ整備、住民の生活スタイルなどが異なることから、地域の実状を十分に反映するため、市民にとって身近な行政主体である区ごとに「区地域福祉計画」を策定し、あわせて各区の計画内容を踏まえた市（行政）として取り組むべき施策を中心とした全市的な「市地域福祉計画」を策定することにしました。

区計画は、身近な地域での様々な生活課題に対して、自分で出来ることは自分で行うこと（**自助**）、地域住民同士が支え合うこと（**共助**）を中心とした住民による参加・活動の計画です。

策定当初から多くの区民の皆さんの参加を得て、自ら課題を設定し検討を行ったもので、区民の皆さんから提案された身近な生活課題の解決策が盛り込まれています。

なお、これらの解決策を実現するために求められる公的施策や支援の方向性についても言及されています。

一方、市計画は、地域福祉に関する基本的理念や意義を明らかにするとともに、各区の計画に盛り込まれた自助・共助を中心とした取り組みを支援する公的施策や地域福祉を推進するための基盤づくりとして全市的に実施すべき行政施策（施設整備、サービス、人材育成、情報等）（**公助**）を中心として盛り込まれています。

## 2 計画策定の基本理念

**「区民一人一人が手を結びあい、心あたたまる地域の活性化をめざし、住みよいまちを創造していく」**

住みよいまちづくりは、そこに住む人々の考えと行動によって創造されていきます。住みよいまちとは、自然環境に恵まれ、地域で生きがいを得、文化伝統を受け継ぎ、守り、育てる所であります。最も大切なことは、そこに住む人々が言葉をかけあい、助け合う人間性あふれるまちでなくてはなりません。福祉に関する問題は多様化しています。少子高齢化の進む現在、今、私たちが何をすべきかを考え、「行動」に移すときではないでしょうか。それが、緑区地域福祉計画策定の基本理念です。

**明るい社会を築いてきた高齢者のために**

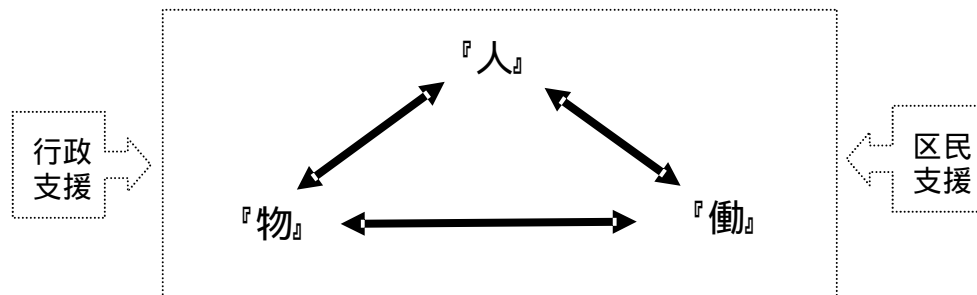
**未来の子どもたちのために**

**障害者（児）が希望を持って地域に生き、働けるために**

### 3 策定にあたっての基本的な考え方

#### 人・物・働の相互関連と連携

地域福祉計画は、地域の「人」と「物」と「働」の相互関連と連携による、よりよい社会の構築が基本です。



『人』とは、高齢者、子ども、障害者（児）など、支援・援助を受ける人達（受け手）です。支え手（協力者、ボランティア、団体など）のよき支援により、生きがいを得る人達です。

『物』とは、施設の活用、利用です。施設は活用する人達によって人と人とを結びつけ、和の向上が図れます。支え手が最大限に活用することによって、効果が上がります。

『働』とは、人の動きです。いい人がいて、いい物があっても、それが働かなければ無の状態です。新しいことを創り出すには、人が物に手を加える必要があります。また、「働」とは支え手と受け手が協力して創り上げるものです。

まず、家庭内ではもとより、地域の人たちが互いに支え合います。それが結びついたとき、住みよい社会が生まれます。そこに各地域支援の広がりや協力、そして行政の支援によって、明るいまちづくりが出来ます。

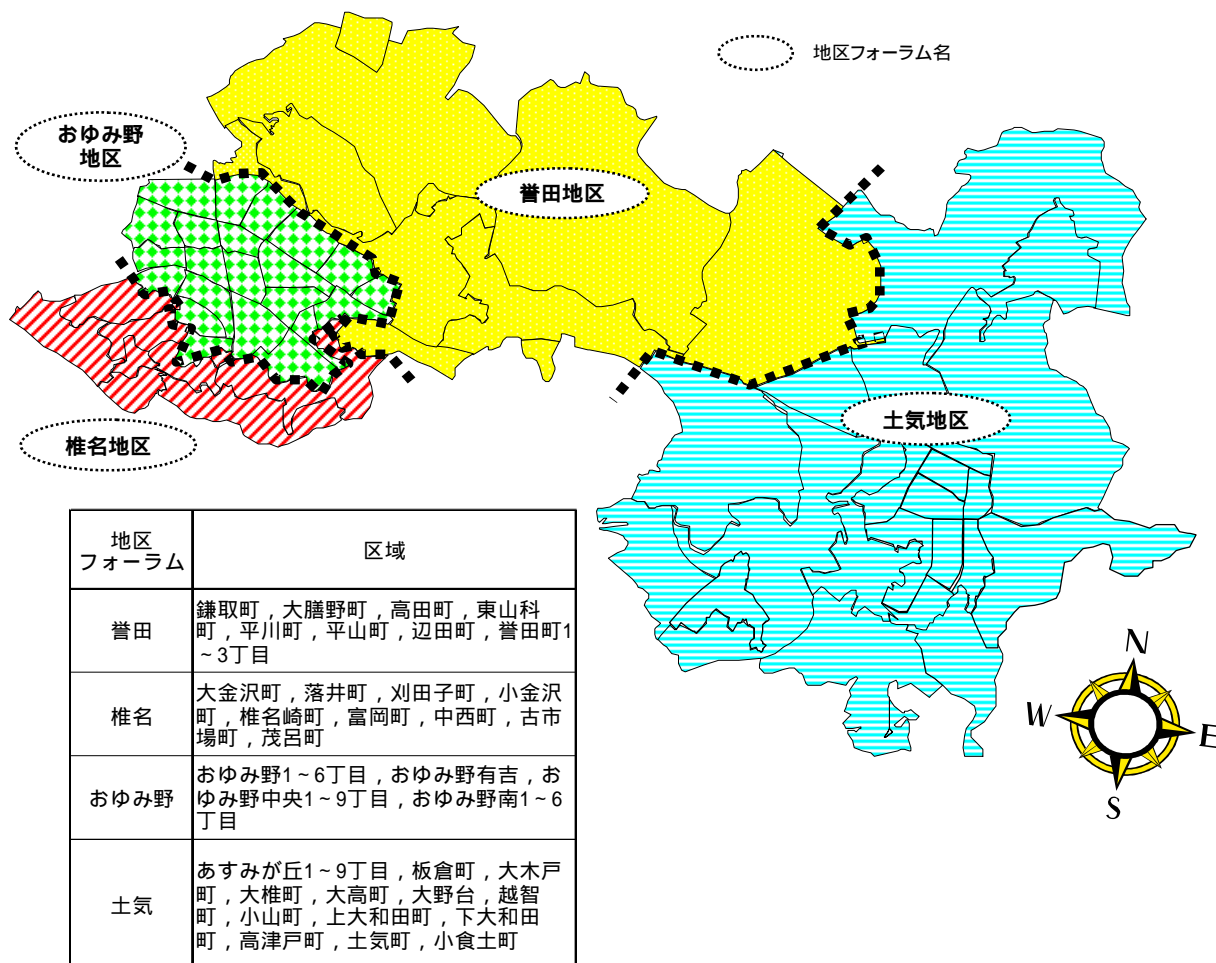
## 4 策定の組織

### (1) 地区フォーラムの設置

平成16年4月から、緑区を4つの地区に分けて地区フォーラムを設置し、区全体で60名(学校関係者2名を含む)の参加により、16年度は月に1回、17年度は3回開催しました。

地区フォーラムでは、地域での生活上の課題を抽出し、それに対応する福祉サービスの現状を踏まえて、自助(自分たちで出来ること)・共助(地域で出来ること)・公助(行政がやるべきこと)の視点から解決策の検討を行いました。

### (地域福祉計画地区フォーラム区割り図)



(2) 策定委員会の設置

計画策定の作業方針を定めるとともに、計画を策定する区策定委員会を設置しました。地区フォーラムからの代表6名×4地区と小・中学校長1名の計25名で構成し、4回開催しました。

その下に、各地区フォーラムで検討した解決策をもとに、とりまとめを行う作業部会を設置しました。

各地区の代表者、4地区計14名の委員で構成し、計画の素案づくり等を行うために平成17年に入ってから月に1～2回程度のペースで開催しました。



(写真) 地区フォーラムの様子  
誉田地区(平成17年4月24日)



(写真) 作業部会の様子

## 5 計画の策定過程と計画期間

### (1) 計画の策定過程

開催日	会議名	内容
(平成16年)		
4月24・25日	第1回地区フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己紹介</li> <li>事務局にて計画の位置づけや進め方を説明</li> <li>区策定委員の決定</li> </ul>
5月23日	第2回地区フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常の生活や福祉活動を通じ、感じている身近な生活課題を発表し、委員全員で課題を共有</li> <li>生活課題をグループ化し、キーワード設定</li> </ul>
6月19・20日	第3回地区フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活課題の検討順を決め解決策を検討</li> </ul>
7月25日	第1回区策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地区フォーラムの取組状況を発表</li> </ul>
8月22・29日	第4回地区フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>キーワードごとに解決策の検討</li> </ul>
9月12日	第5回地区フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>キーワードごとに解決策の検討</li> </ul>
9月18日	第1回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>合同フォーラム運営の検討</li> </ul>
10月24日	合同フォーラム (第6回地区フォーラム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地区フォーラムでの検討内容の発表</li> <li>講演会</li> </ul>
11月21日	第7回地区フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>解決策の検討</li> </ul>
12月12日	第8回地区フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>解決策の検討</li> </ul>
(平成17年)		
1月16日	第9回地区フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>解決策の検討</li> </ul>
1月22日	第2回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地区における取組状況の報告</li> </ul>
2月 2日	第1回市策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員長・副委員長の選任</li> <li>千葉市地域福祉計画の説明</li> <li>各区の取組状況の報告</li> </ul>

開催日	会議名	内容
2月20日	第10回地区フォーラム	・ 各課題の解決策の検討
2月27日	第3回作業部会	・ 計画書「中間とりまとめ」検討
3月20日	第11回地区フォーラム	・ 計画書「中間とりまとめ」検討
3月20日	第4回作業部会	・ 計画書「中間とりまとめ」検討
3月27日	第2回区策定委員会	・ 計画書「中間とりまとめ」承認 ・ 平成17年度策定スケジュールの決定
4月24日	第12回地区フォーラム	・ 地区ごとにキーワードの実状・課題解決策と今後の見通しの意見交換
4月24日	第5回作業部会	・ 計画書「中間とりまとめ」についての各地区フォーラムの意見集約
5月15日	第6回作業部会	・ 各地区のキーワードのまとめについて、実状・課題解決策の検討
5月22日	第7回作業部会	・ 各地区のキーワードのまとめについて、実状・課題解決策の記述内容・構成について検討
6月 1日	第2回市策定委員会	・ 骨子案の内容の検討
6月26日	第8回作業部会	・ 全体構成案についての検討、プロット、調査内容、課題解決策
7月24日	第9回作業部会	・ 全体構想の中の調査内容、キーワード3、4、5のまとめを検討
8月10日	第10回作業部会	・ 全体構想の中の調査内容、キーワード1、2のまとめを検討 ・ 合同フォーラムの運営検討
8月21日	合同フォーラム (第13回地区フォーラム)	・ 緑区地域福祉計画(第1次素案)の説明と意見交換
8月31日	第3回市策定委員会	・ 素案の検討
9月13日	第11回作業部会	・ 第1次素案の修正 ・ 10月の合同フォーラムについて 会議の運営、資料 市民参加について
10月 1日	合同フォーラム (第14回地区フォーラム)	・ 緑区地域福祉計画(第2次素案)の説明と意見交換

<u>開催日</u>	<u>会議名</u>	<u>内容</u>
10月16日	第12回作業部会	・ 第2次素案の修正 ・ 計画策定後の方向、実践についての検討
10月23日	第3回区策定委員会	・ 素案の決定
10月26日	第4回市策定委員会	・ 素案の検討
11月 1日	第13回作業部会	・ 素案(第6章)の検討
12月11日	第14回作業部会	・ 素案(第6章)の検討
12月15日 ~(平成18年) 1月16日	・ パブリックコメント	
1月25日	第15回作業部会	・ パブリックコメント分析
2月10日	第16回作業部会	・ パブリックコメント反映検討
2月26日	第4回区策定委員会	・ 計画(案)の検討
3月16日	第17回作業部会	・ 計画の確認作業
3月24日	第5回市策定委員会	・ 計画(案)の検討

## (2) 計画期間

平成18年度から22年度までの5年間とします。ただし、必要に応じて、見直しを行っていきます。



(写真) 策定委員会の様子



# 第2章

## 緑区の現状



## 1 緑区各地区の福祉に関する調査資料・統計・マップの作成

緑区地域福祉計画は、高齢者、子ども、障害者(児)に対して、支援者がどのような取り組みをし、今後の福祉のあり方、まちづくりを方向付ける計画です。

計画策定にあたって、第一に、それぞれの福祉団体の声を代表する者や、要支援者、公募委員などからなる地区フォーラム委員による住民の声(希望・要望)を直接聞き、地域における生活課題を明確にしてきました。

第二は、地域住民の要望に対し、現状がどうなっているかの実態把握です。これらの実態を基にして、計画案の作成を進めてきました。

第三は、課題の集約です。地区フォーラム委員が地区の課題を提出し、さらに、緑区全体として検討し、課題を設定しました。

以上の要望、課題にあたっては、現状がどうなっているかを、統計、マップで明らかにして、地域福祉計画作成のよりどころとしました。

福祉に関する施設整備、各機関については、地区フォーラム委員の調査、市の統計調査他、新聞等の情報を基にして作成したものです。

地域福祉計画作成の基本となる調査・統計を基に、解決策のよりどころとしたいと思います。

### 福祉マップの主な調査内容

- (1) 公共施設(区役所、保健福祉センター、市民センター、警察、消防署など)
- (2) 地域の主な公共機関(銀行、郵便局、農協)
- (3) 高齢者福祉関連施設(在宅介護支援センター、特別養護老人ホームなど)
- (4) 地域の集会所、老人つどいの家、公民館
- (5) 幼児関連施設(幼稚園、保育所(園))
- (6) 児童・生徒その他関連施設(小・中学校、子どもルーム等)
- (7) 伝承文化・史跡・自然体験場(水路、里山、旧家、遊歩道等)
- (8) 障害者(児)関連施設(養護学校、聾学校、障害者技術専門校、特殊学級)
- (9) 緊急避難場所
- (10) バス路線経路と便数(表)
- (11) 医療機関(表)

2 統計データ等からみた緑区の現状

(1) 人口と世帯数(平成17年9月末現在。外国人登録人口含む)

市・区	総人口	年少人口		労働人口		高齢者人口		後期高齢者人口		世帯数
		人口数	人口比	人口数	人口比	人口数	人口比	人口数	人口比	
千葉市	921,653	129,098	14.0%	645,192	70.0%	147,363	16.0%	53,236	5.8%	386,909
中央区	183,198	23,235	12.7%	127,344	69.5%	32,619	17.8%	13,395	7.3%	84,786
花見川区	180,933	24,758	13.7%	126,811	70.1%	29,364	16.2%	10,328	5.7%	75,000
稲毛区	149,021	19,361	13.0%	105,497	70.8%	24,163	16.2%	8,966	6.0%	63,407
若葉区	149,777	19,956	13.3%	101,547	67.8%	28,274	18.9%	10,159	6.8%	62,461
<b>緑区</b>	<b>112,793</b>	<b>20,263</b>	<b>18.0%</b>	<b>77,964</b>	<b>69.1%</b>	<b>14,566</b>	<b>12.9%</b>	<b>5,502</b>	<b>4.9%</b>	<b>41,406</b>
美浜区	145,931	21,525	14.8%	106,029	72.7%	18,377	12.6%	4,886	3.3%	59,849

(単位:人)

地区 フォーム名	町丁名	総人口	年少人口 (14歳以下)		労働人口 (15歳~64歳)		高齢者人口 (65歳以上)		後期高齢者人口 (75歳以上)		世帯数
			人口数	人口比率	人口数	人口比率	人口数	人口比率	人口数	人口比率	
誉田地区	鎌取町	2,104	281	13.4%	1,396	66.3%	427	20.3%	186	8.8%	915
	大膳野町	1,284	179	13.9%	834	65.0%	271	21.1%	79	6.2%	482
	高田町	2,695	238	8.8%	1,686	62.6%	771	28.6%	415	15.4%	1,249
	東山科町	216	30	13.9%	136	63.0%	50	23.1%	19	8.8%	81
	平川町	1,032	118	11.4%	659	63.9%	255	24.7%	129	12.5%	394
	平山町	1,829	158	8.6%	1,236	67.6%	435	23.8%	146	8.0%	720
	辺田町	1,164	118	10.1%	788	67.7%	258	22.2%	102	8.8%	591
	誉田町1丁目	5,551	869	15.7%	3,834	69.1%	848	15.3%	312	5.6%	2,140
	誉田町2丁目	8,695	1,184	13.6%	6,018	69.2%	1,493	17.2%	528	6.1%	3,346
	誉田町3丁目	1,544	213	13.8%	1,063	68.8%	268	17.4%	83	5.4%	599
計	26,114	3,388	13.0%	17,650	67.6%	5,076	19.4%	1,999	7.7%	10,517	
椎名地区	大金沢町	151	13	8.6%	94	62.3%	44	29.1%	23	15.2%	62
	落井町	200	16	8.0%	138	69.0%	46	23.0%	9	4.5%	71
	刈田子町	322	37	11.5%	201	62.4%	84	26.1%	29	9.0%	117
	小金沢町	29	3	10.3%	14	48.3%	12	41.4%	4	13.8%	15
	椎名崎町	690	104	15.1%	480	69.6%	106	15.4%	52	7.5%	269
	富岡町	115	14	12.2%	72	62.6%	29	25.2%	15	13.0%	46
	中西町	171	10	5.8%	99	57.9%	62	36.3%	19	11.1%	64
	古市場町	2,366	405	17.1%	1,645	69.5%	316	13.4%	96	4.1%	909
	茂呂町	326	37	11.3%	214	65.6%	75	23.0%	34	10.4%	116
	計	4,370	639	14.6%	2,957	67.7%	774	17.7%	281	6.4%	1,669
おゆみ野地区	おゆみ野1丁目	3,461	921	26.6%	2,291	66.2%	249	7.2%	88	2.5%	1,231
	おゆみ野2丁目	2,918	648	22.2%	2,128	72.9%	142	4.9%	58	2.0%	1,099
	おゆみ野3丁目	3,135	846	27.0%	2,182	69.6%	107	3.4%	42	1.3%	1,200
	おゆみ野4丁目	1,822	373	20.5%	1,323	72.6%	126	6.9%	55	3.0%	733
	おゆみ野5丁目	2,305	436	18.9%	1,662	72.1%	207	9.0%	79	3.4%	849
	おゆみ野6丁目	1,895	444	23.4%	1,308	69.0%	143	7.5%	42	2.2%	674
	おゆみ野有吉	1,197	313	26.1%	801	66.9%	83	6.9%	27	2.3%	410
	おゆみ野中央1丁目	2,153	520	24.2%	1,484	68.9%	149	6.9%	42	2.0%	732
	おゆみ野中央2丁目	331	95	28.7%	228	68.9%	8	2.4%	2	0.6%	109
	おゆみ野中央3丁目	1,984	433	21.8%	1,425	71.8%	126	6.4%	52	2.6%	634
	おゆみ野中央4丁目	1,381	154	11.2%	1,082	78.3%	145	10.5%	56	4.1%	496
	おゆみ野中央5丁目	1,254	264	21.1%	884	70.5%	106	8.5%	34	2.7%	420
	おゆみ野中央6丁目	2,253	421	18.7%	1,696	75.3%	136	6.0%	45	2.0%	763
	おゆみ野中央7丁目	1,353	336	24.8%	937	69.3%	80	5.9%	31	2.3%	519
	おゆみ野中央8丁目	1,480	375	25.3%	1,007	68.0%	98	6.6%	25	1.7%	511
	おゆみ野中央9丁目	589	151	25.6%	409	69.4%	29	4.9%	13	2.2%	202
	おゆみ野南1丁目	1,316	355	27.0%	888	67.5%	73	5.5%	19	1.4%	460
	おゆみ野南2丁目	1,871	533	28.5%	1,251	66.9%	87	4.6%	26	1.4%	676
	おゆみ野南3丁目	1,113	304	27.3%	749	67.3%	60	5.4%	15	1.3%	397
	おゆみ野南4丁目	993	304	30.6%	648	65.3%	41	4.1%	8	0.8%	344
おゆみ野南5丁目	2,464	654	26.5%	1,686	68.4%	124	5.0%	27	1.1%	835	
おゆみ野南6丁目	1,954	675	34.5%	1,185	60.6%	94	4.8%	23	1.2%	617	
計	39,222	9,555	24.4%	27,254	69.5%	2,413	6.2%	809	2.1%	13,911	
土気地区	あすみが丘1丁目	1,376	242	17.6%	939	68.2%	195	14.2%	71	5.2%	531
	あすみが丘2丁目	1,880	321	17.1%	1,349	71.8%	210	11.2%	86	4.6%	731
	あすみが丘3丁目	2,210	389	17.6%	1,461	66.1%	360	16.3%	110	5.0%	856
	あすみが丘4丁目	4,248	975	23.0%	2,995	70.5%	278	6.5%	88	2.1%	1,476
	あすみが丘5丁目	2,420	313	12.9%	1,837	75.9%	270	11.2%	104	4.3%	829
	あすみが丘6丁目	2,165	404	18.7%	1,582	73.1%	179	8.3%	64	3.0%	670
	あすみが丘7丁目	2,398	387	16.1%	1,757	73.3%	254	10.6%	113	4.7%	745
	あすみが丘8丁目	2,414	579	24.0%	1,644	68.1%	191	7.9%	69	2.9%	747
	あすみが丘9丁目	2,643	767	29.0%	1,720	65.1%	156	5.9%	44	1.7%	780
	板倉町	206	20	9.7%	122	59.2%	64	31.1%	40	19.4%	64
	大木戸町	1,952	144	7.4%	1,342	68.8%	466	23.9%	205	10.5%	784
	大椎町	2,634	203	7.7%	1,872	71.1%	559	21.2%	165	6.3%	992
	大高町	550	63	11.5%	361	65.6%	126	22.9%	39	7.1%	202
	越智町	4,133	329	8.0%	2,978	72.1%	826	20.0%	373	9.0%	1,458
	小山町	43	4	9.3%	24	55.8%	15	34.9%	8	18.6%	12
	上大和田町	195	20	10.3%	141	72.3%	34	17.4%	20	10.3%	66
	下大和田町	565	39	6.9%	375	66.4%	151	26.7%	82	14.5%	202
	高津戸町	3,071	331	10.8%	2,152	70.1%	588	19.1%	197	6.4%	1,173
	土気町	7,654	1,104	14.4%	5,241	68.5%	1,309	17.1%	511	6.7%	2,873
	小食土町	330	47	14.2%	211	63.9%	72	21.8%	24	7.3%	118
計	43,087	6,681	15.5%	30,103	69.9%	6,303	14.6%	2,413	5.6%	15,309	

(2) 要介護認定者数

(単位：人)

市・区	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
千葉市 (平成13年)	973	2,842	2,027	1,516	1,685	1,618	10,661
千葉市 (平成17年)	3,688	6,426	2,829	2,440	2,507	2,188	20,078
中央区	968	1,563	713	584	594	529	4,951
花見川区	911	1,152	472	447	473	405	3,860
稲毛区	469	929	454	345	403	387	2,987
若葉区	548	1,292	600	544	548	482	4,014
<b>緑区</b>	406(11.0)	777(12.1)	277(9.8)	288(11.8)	289(11.5)	210(9.6)	2,247(11.2)
美浜区	386	713	313	232	200	175	2,019

死亡、転出者を除き、転入者を含んだ実数

( )内は、千葉市全体数に対する緑区の割合(%)。小数点以下第2位を四捨五入。

(3) 障害者手帳交付数

身体障害者手帳交付数

(単位：人)

市・区	平成13年			平成17年		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
千葉市	857	18,504	19,361	972	22,248	23,220
中央区	112	3,994	4,106	142	4,669	4,811
花見川区	146	3,823	3,969	138	4,455	4,593
稲毛区	150	2,975	3,125	172	3,675	3,847
若葉区	148	3,503	3,651	168	4,199	4,367
<b>緑区</b>	213(24.9)	1,888(10.2)	2,101(10.9)	242(24.9)	2,259(10.2)	2,501(10.8)
美浜区	88	2,321	2,409	110	2,991	3,101

( )内は、千葉市全体数に対する緑区の割合(%)。小数点以下第2位を四捨五入。

療育手帳交付数

(単位：人)

市・区	平成13年			平成17年		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
千葉市	853	2,078	2,931	1,106	2,509	3,615
中央区	143	469	603	190	524	714
花見川区	173	365	538	213	449	662
稲毛区	143	360	503	159	442	601
若葉区	147	410	557	195	496	691
<b>緑区</b>	115(13.5)	215(10.3)	330(11.3)	166(15.0)	278(11.1)	444(12.3)
美浜区	141	259	400	183	320	503

( )内は、千葉市全体数に対する緑区の割合(%)。小数点以下第2位を四捨五入。

精神障害者保健福祉手帳交付数

(単位：人)

市	年	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上	計
千葉市	平成13年	9	423	397	58	887
	平成17年	10	707	898	146	1761

(4) 老人クラブ数及び会員数

平成17年4月1日現在

	クラブ数	会員数(人) (A)	60歳以上人口(人) (B)	加入率(%) (A / B × 100)
中央区	127	5,948	44,510	13.36
花見川区	52	2,247	42,532	5.28
稲毛区	46	2,348	34,358	6.83
若葉区	52	2,686	40,314	6.66
<b>緑区</b>	33	1,426	20,997	6.79
美浜区	40	2,254	28,997	7.77
計	350	16,909	211,708	7.99

注 60歳以上人口は、平成17年3月31日現在

( 5 ) ふれあい食事サービス実施状況 ( 平成 17 年 3 月 31 日現在 )

社協地区部会名	会場	実施方法	実施回数	1 回当たり 参加者数	16 年度 実施食数
誉田	誉田公民館	配食	月 1 回	73	731
椎名	椎名公民館	会食	月 1 回	27	270
土気	土気公民館	会食	月 1 回	26	549
	越智公民館	会食	月 1 回		
おゆみ野	鎌取CC, 町内自治会集会所	会食	年 1 回	12	12

( 6 ) 老人つどいの家実施回数及び延べ利用者人数 ( 平成 16 年度 )

地区	氏名	住所	実施回数	延利用者 人数	利用者数 平均
誉田	日暮 かつ子	誉田町2 - 11	123	835	7 人
誉田	高橋 峰 子	高田町1415	152	1164	8 人
誉田	石橋 美 江	鎌取98 - 6	91	538	6 人
誉田	大野 桂 子	誉田町3 - 91 - 2	136	961	7 人
誉田	山下 かつ	平山町1891			
土気	宍倉 正	土気町1729	132	928	7 人
合計			502	3498	7 人

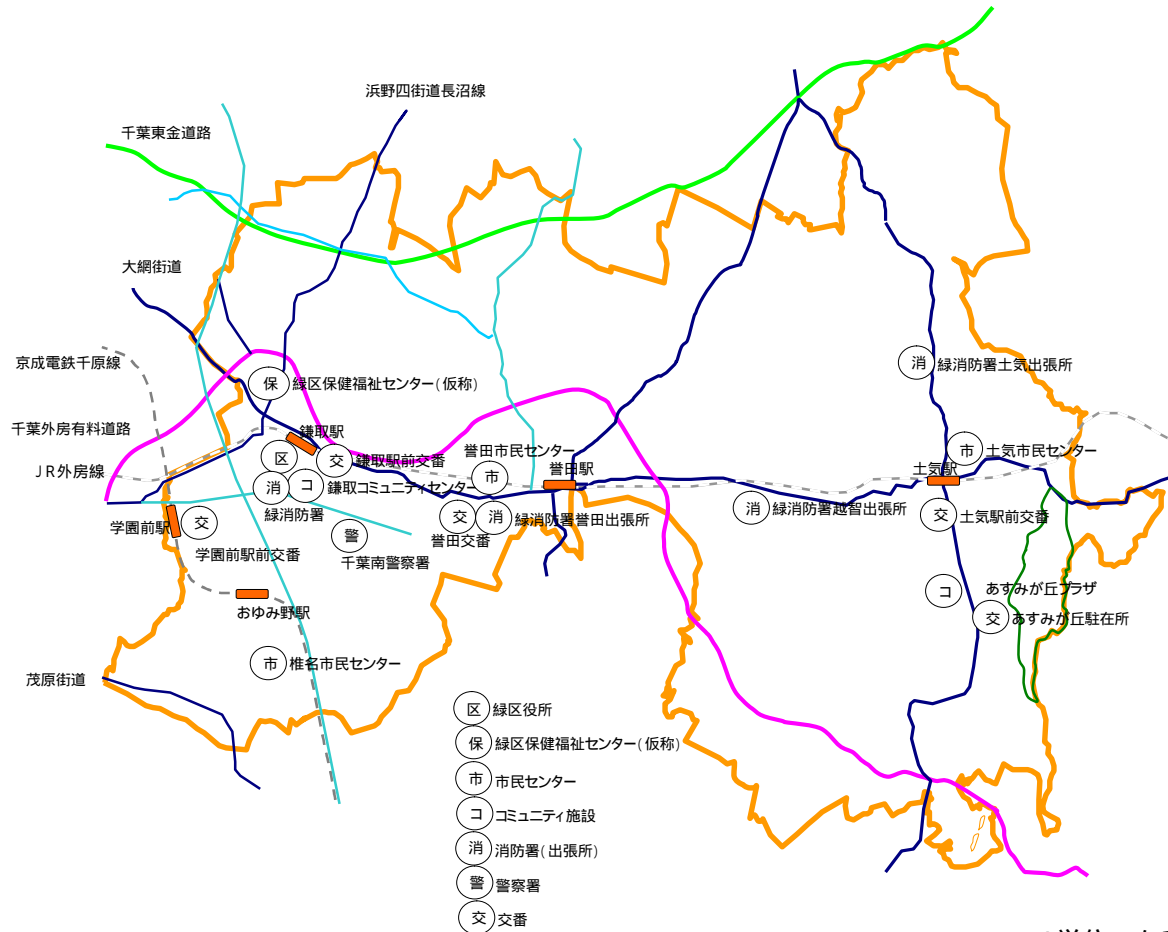
山下さんは平成 17 年4月1日開設

利用者数平均は小数点以下第1位を四捨五入。

### 3 福祉マップ（緑区内にある主な施設・交通網）

データは平成17年10月1日現在

#### (1) 公共施設（区役所、保健福祉センター、市民センター、警察、消防署など）

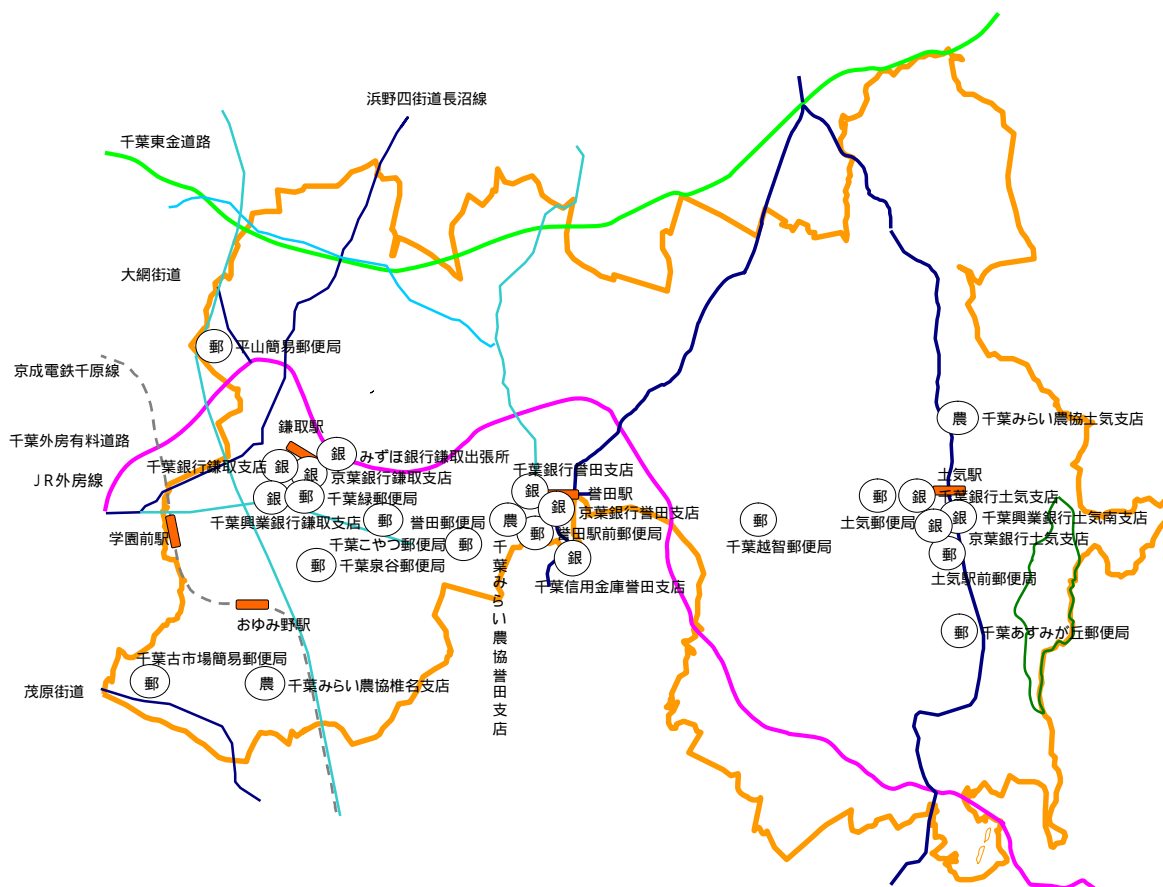


(単位：か所)

	区役所	コミュニティ施設	市民センター	保健(福祉)センター	警察署(交番)
市	6	13	12	6	5(52)
緑区	1	2	3	1	1(5)
誉田地区	0	0	1	1	0(1)
椎名地区	0	0	1	0	0(0)
土気地区	0	1	1	0	0(2)
おゆみ野地区	1	1	0	0	1(2)
	消防署・(出張所)	消防団(単位:部)	部名		
市	6(18)	72			
緑区	1(3)	9			
誉田地区	0(1)	0			
椎名地区	0(0)	1	富岡		
土気地区	0(2)	7	土気、高津戸、土気中央、越智、小倉土、板倉、大野		
おゆみ野地区	1(0)	1	六通		

緑区保健福祉センター（仮称）はH19.4.1より。それまでは、鎌取保健センター（おゆみ野地区）

( 2 ) 地域の主な公共機関 ( 銀行、郵便局、農協 )



( 単位 : か所 )

	銀行	郵便局	農協
市	97	93	11
緑区	10	11	3
誉田地区	3	3	1
椎名地区	0	1	1
土気地区	3	4	1
おゆみ野地区	4	3	0



(3) 高齢者福祉関連施設（在宅介護支援センター、特別養護老人ホームなど）

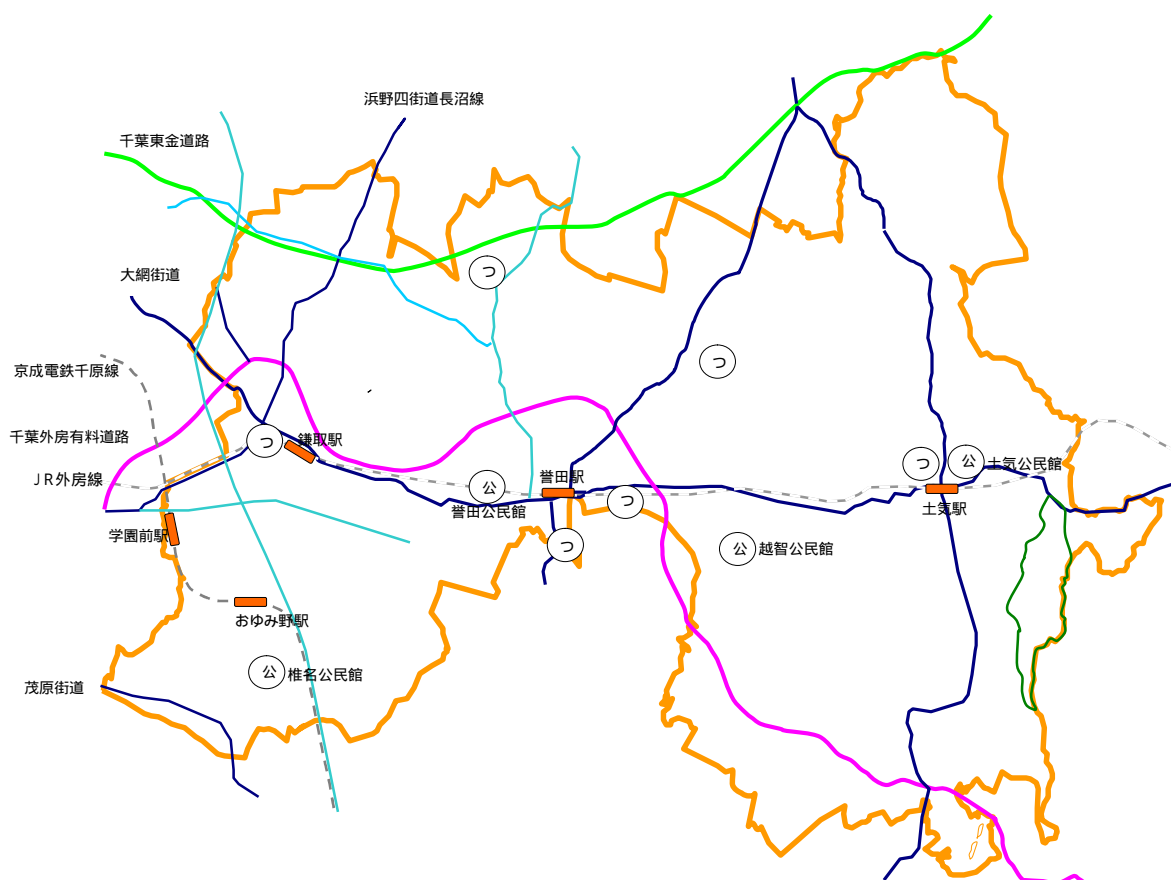


(単位：か所)

	在宅介護支援センター	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	軽費老人ホーム	ケアハウス
市	17	27	18	3	15
緑区	3	5	4	1	4
普田地区	2	4	3	1	3
椎名地区	0	0	1	0	0
土気地区	1	1	0	0	1
おゆみ野地区	0	0	0	0	0
	有料老人ホーム	グループホーム H17.9.1現在			
市	21	45			
緑区	4	8			
普田地区	0	2			
椎名地区	0	1			
土気地区	2	3			
おゆみ野地区	2	2			

施設の詳細は資料編にあります。

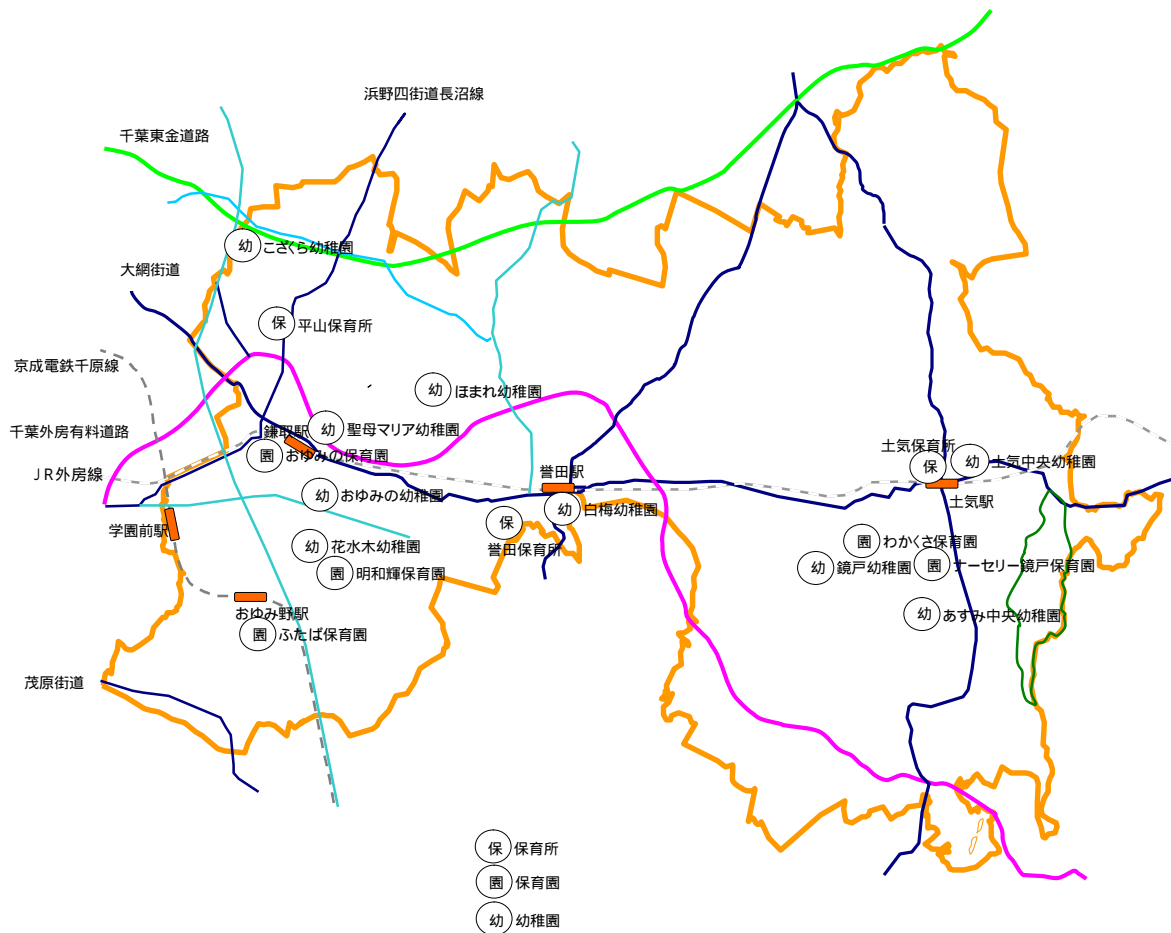
(4) 地域の集会所、老人つどいの家、公民館



(単位：か所)

	町内会・自治会集会所数	老人つどいの家	公民館
市		24	47
緑区	70	6	4
誉田地区	20	5	1
椎名地区	13	0	1
土気地区	27	1	2
おゆみ野地区	10	0	0

(5) 幼児関連施設(幼稚園、保育所(園))

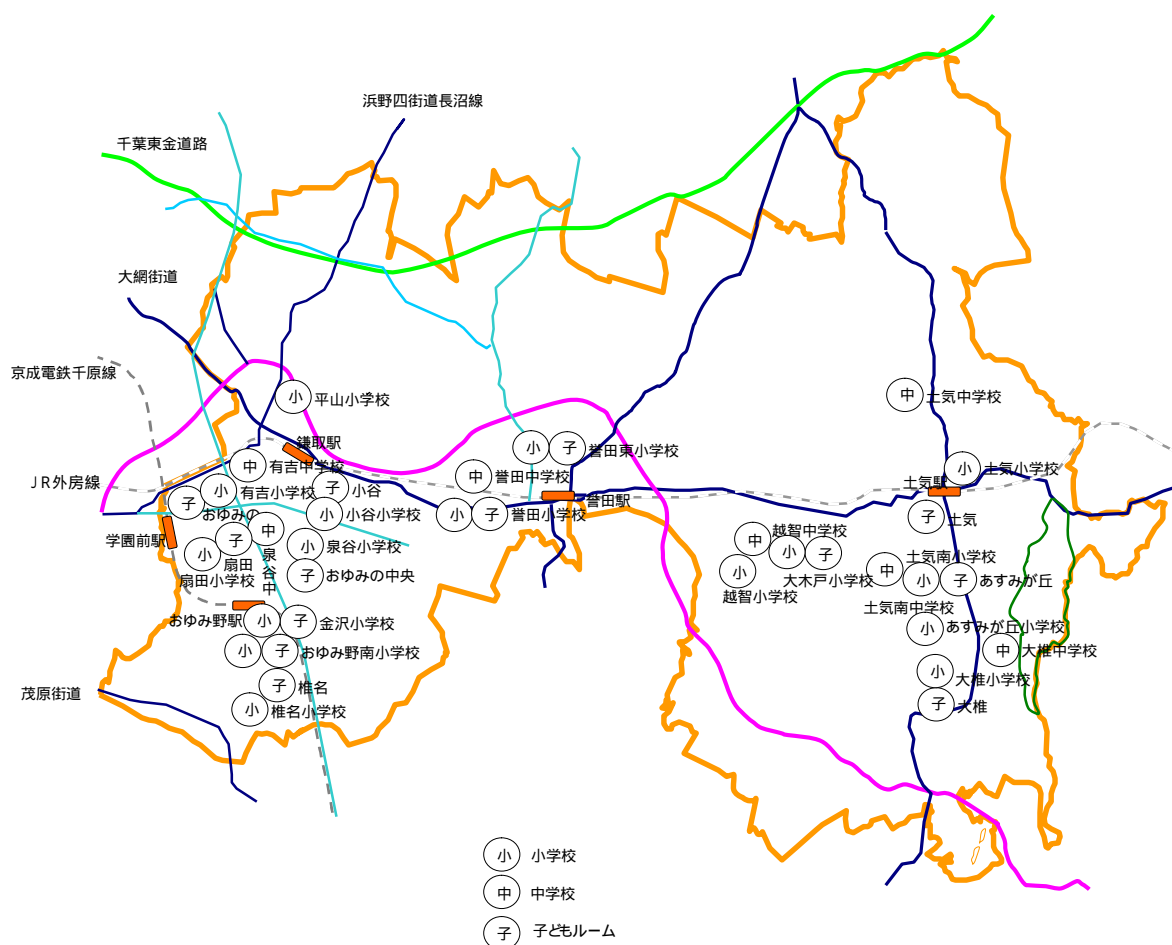


(単位：か所)

	幼稚園	保育所(園)	通所(園) 幼児数	待機者数
市	95	90	10,169	354
緑区	9	8	944	101
誉田地区	4	2	288	14
椎名地区	0	1	112	34
土気地区	3	3	323	17
おゆみ野地区	2	2	221	36

データはH17.7.1現在。市立保育所は保育所、私立の場合は保育園

(6) 児童・生徒その他関連施設(小・中学校、子どもルーム等)

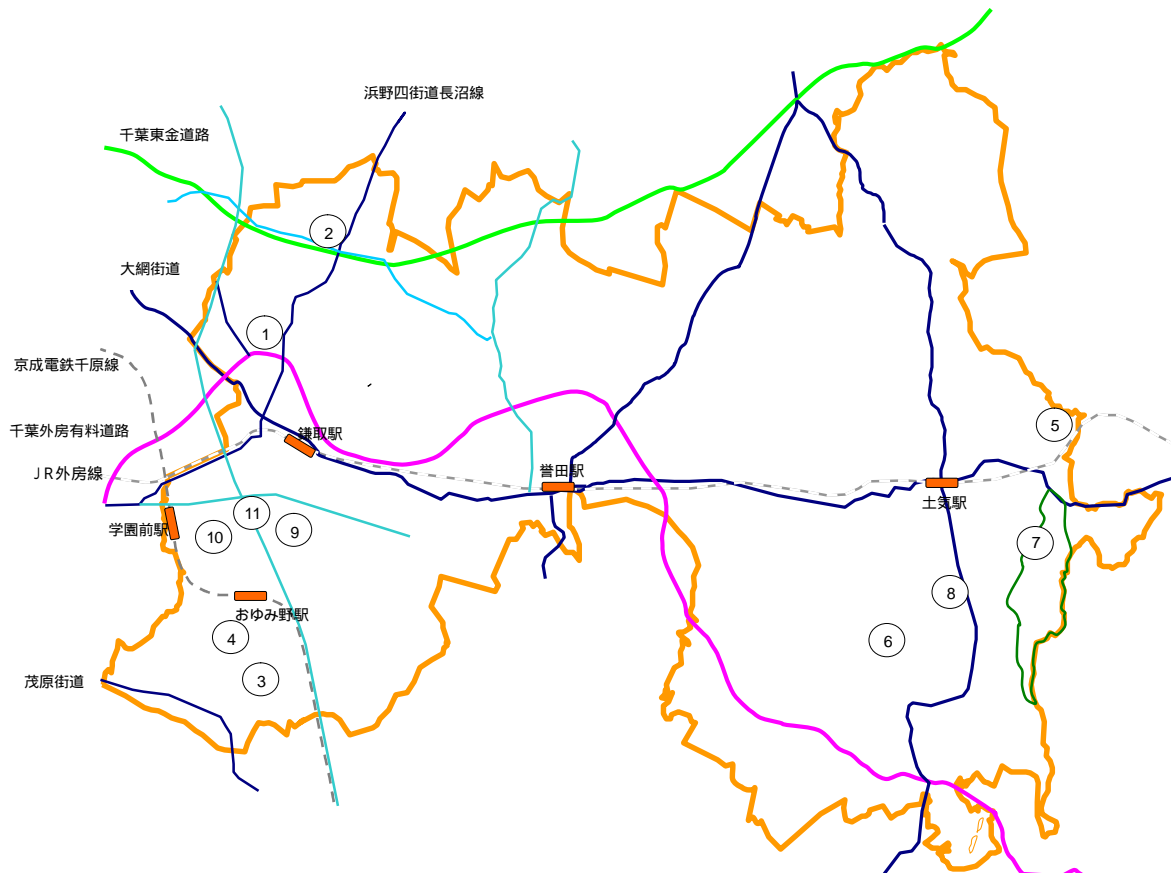


(単位：か所)

	小学校	中学校	高等学校	図書館(室)	体育施設	校庭開放	子どもルーム
市	121	59	31	13(21)	24		93
緑区	16	7	1	3(2)	3	23	13
誉田地区	3	1	0	0(1)	0	4	2
椎名地区	1	0	0	0	1	1	1
土気地区	6	4	1	2(1)	1	10	4
おゆみ野地区	6	2	0	1	1	8	6

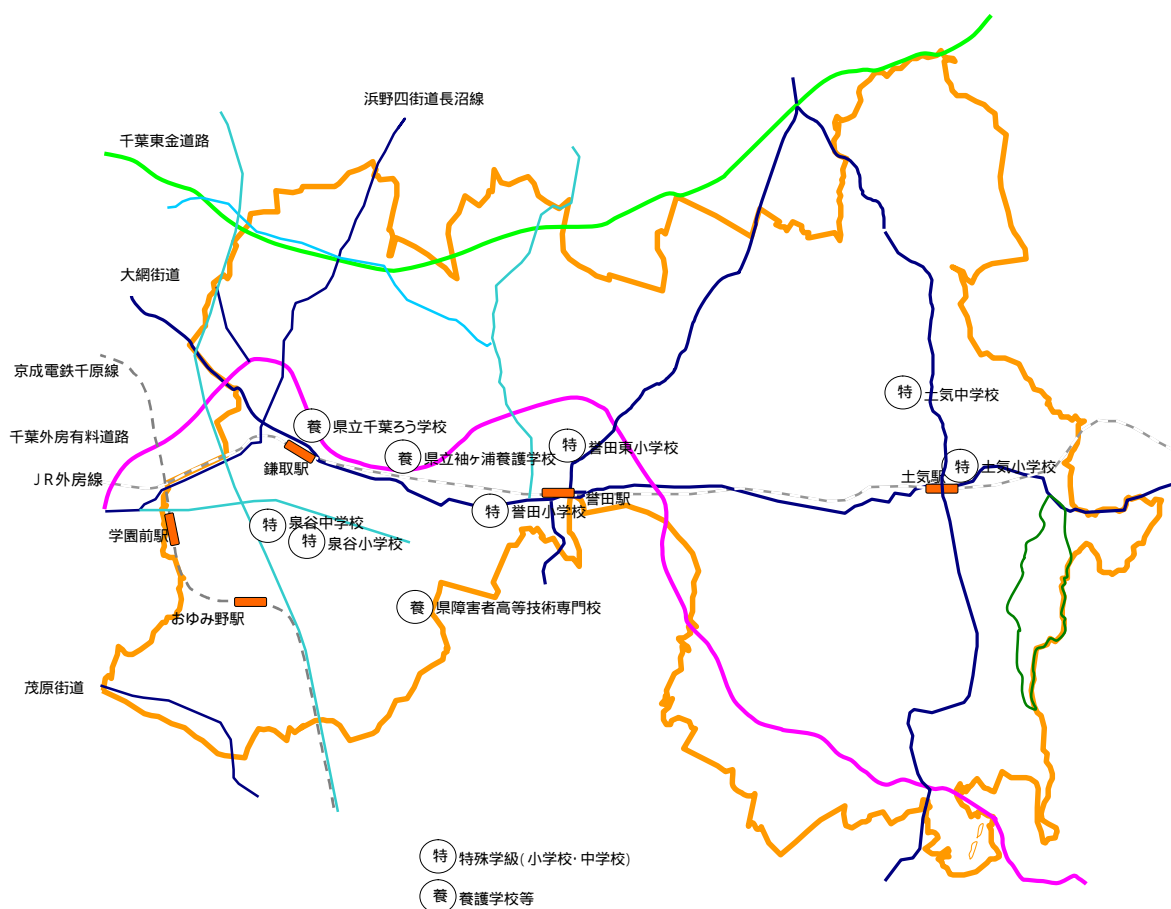
(7) 伝承文化・史跡・自然体験場(水路、里山、旧家、遊歩道等)

地区フォーラム委員調べ



番号	地区	学びの場	内容
	誉田	三社神社(辺田神社)	子供御輿、どんど焼き、お的
	誉田	お囃子	仁羽踊り他(伝承行事の練習、発表)
	椎名	栗山水路	水生動・植物の観察
	椎名	郷土館(個人)	明治、昭和期の農作業用具、生活用具の展示
	土気	土気城址	城郭遺構がよく残っている
	土気	大椎城址	連郭式の城址は旧状がよく残っている。千葉氏発生の地。
	土気	荻生道	オギユミチ、奈良・平安時代の大集落跡
	土気	土気あすみが丘プラザ	館内「展示室」にあすみが丘開発に伴って出土した土器等が展示されている。
	おゆみ野	泉谷公園	螢の生態観察
	おゆみ野	扇田小学校名人会(老人会)	伝承遊び(竹馬、竹とんぼ、お手玉、太鼓等)の指導
	おゆみ野	有吉お囃子連	お囃子太鼓、お神楽、もちまき

(8) 障害者(児)関連施設(養護学校、聾学校、障害者技術専門校、特殊学級)

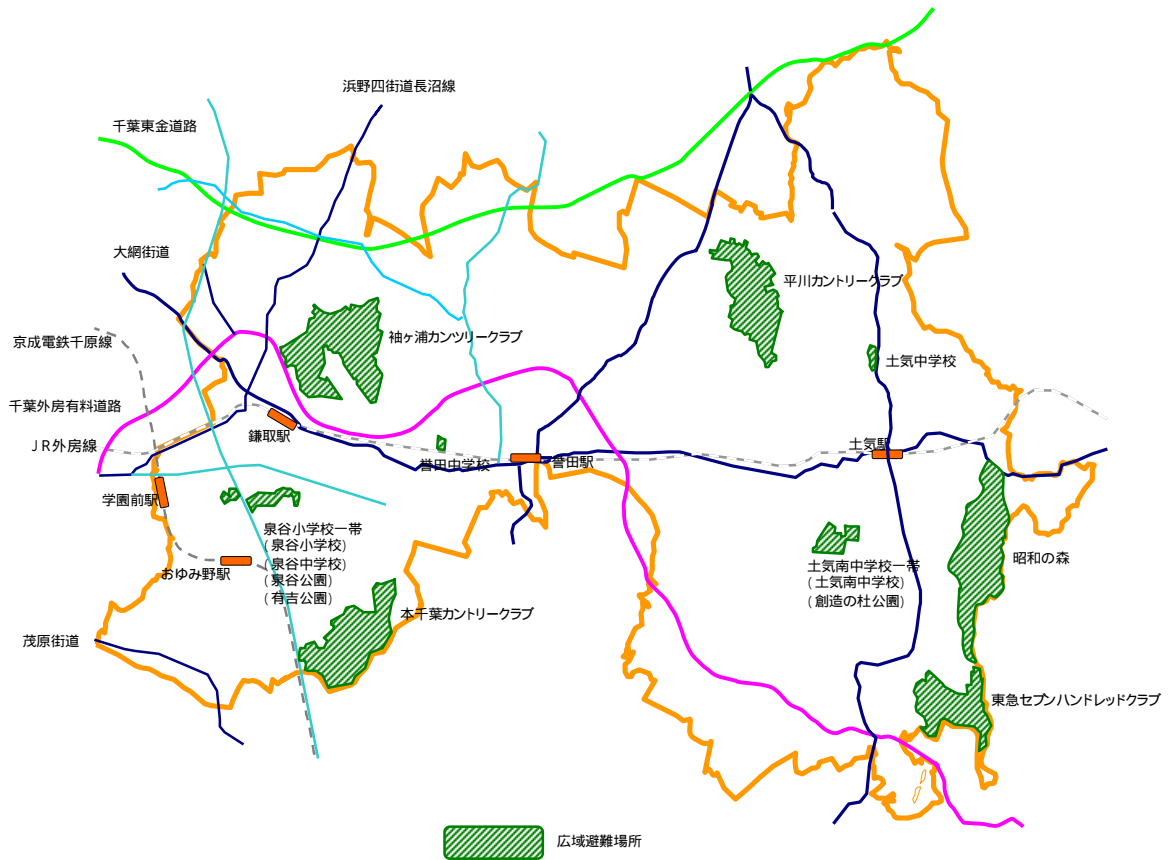


(単位：か所)

	市立養護学校	県立養護学校・聾学校・障害者高等技術専門校	特殊学級等設置校(小学校)	特殊学級等設置校(中学校)
市	2	7	32	14
緑区	0	3	4	2
誉田地区	0	2	2	0
椎名地区	0	1	0	0
土気地区	0	0	1	1
おゆみ野地区	0	0	1	1

他の施設等詳細は資料編にあります。

(9) 緊急避難場所



	避難場所数	主な緊急避難場所(広域避難場所)
緑区	47	
誉田地区	9	誉田中学校、袖ヶ浦カントリークラブ、平川カントリークラブ
椎名地区	4	本千葉カントリークラブ
土気地区	23	昭和の森、土気・土気南中学校一帯、東急セブンハンドレッドクラブ
おゆみ野地区	11	泉谷小学校一帯

(10) バス路線経路と便数

地区フォーラム委員調べ( H 1 7 . 8 月未現在 )

地区	バス会社	始発・終着停留所～主な経路(施設経由)～始発終着停留所	便数	備考		
誉田地区	中央バス	JR誉田駅～(大網街道通行)～誉田郵便局～ろう学校～JR鎌取駅北口～社会保険病院～青葉の森～ハーモニープラザ～柏戸病院～県庁～JR千葉駅	48			
		JR誉田駅～(大網街道通行)～緑いきいきプラザ～JR土気駅～昭和の森～JR大網駅	8			
		JR誉田駅～緑いきいきプラザ～ショッピングセンター～幼稚園入口～越智はなみずき台	47			
		JR誉田駅～猪の台～萩の台～押沼宮前～潤井戸(市原市)	13			
		JR誉田駅～(火の見経由)～大椎台団地	13			
		JR誉田駅～(千葉中経由)～大椎台団地	12			
		JR誉田駅～老人ホーム(ほんだくらぶ)～千葉南病院～中芝公民館～千葉東霊苑	5			
	鎌取駅北口発着便	中央バス	JR鎌取駅北口～(大網街道通行)～社会保険病院～千葉東病院～星久喜台～青葉の森～ハーモニープラザ～柏戸病院～県庁～JR千葉駅	82		
			JR鎌取駅北口～社会保険病院～千葉東病院～星久喜台～蘇我病院～JR蘇我駅東口	27		
			JR鎌取駅北口～鎌取配水池～大宮市民の森～大宮団地～若葉区役所～都賀駅	14		
			JR鎌取駅北口～平山小学校～平山保育所～平山十字路～聖地霊園～水砂～熊野神社	8		
			JR鎌取駅北口～ろう学校～下総療養所～こども病院～リハビリセンター	37		
			JR土気駅～(土気停車場・千葉中線経由)～JR誉田駅	7		
			JR土気駅～(土気停車場・金剛地線経由)～JR誉田駅	5		
誉田地区	中央バス	JR土気駅～(千葉大網線)～大椎台団地～平川入口～緑いきいきプラザ～JR誉田駅	6			
		JR土気駅～千葉中線	1			
		JR土気駅～金剛地火の見	1			
		JR土気駅～大椎台団地	21			
		JR土気駅～(あすみ大通り経由)～あすみが丘南	51			
		JR土気駅～(創造の杜経由)～公園通り中央～土気南中学校～あすみが丘南	58			
		JR土気駅～土気小学校～昭和の森～JR大網駅	8			
		おゆみ野地区	中央バス	JR鎌取駅南口～泉谷公園～南警察署入口～ちはら台中央～京成ちはら台駅	68	
				おゆみ野循環バス JR鎌取駅南口 おゆみ野第一団地 八幡神社 おゆみ野第二団地 おゆみ野団地入口	27	
				JR鎌取駅南口～北生実～柏崎～蘇我駅東入口～川鉄病院～柏戸病院～県庁～JR千葉駅	18	
小湊バス	JR鎌取駅南口～学園前駅入口～北生実～柏崎～蘇我中下～JR蘇我駅東入口		4			
	JR鎌取駅南口～(大網街道通行)～社会保険病院～千葉東病院～星久喜台～JR千葉駅		1			
	JR鎌取駅南口～千葉南警察署～椎名公民館～椎名市民センター～古市場町～JR浜野駅		10	土・日・祭日 運休		
	JR鎌取駅南口～(大網街道通行)～社会保険病院～千葉東病院～星久喜台～青葉の森～ハーモニープラザ～柏戸病院～県庁～JR千葉駅		29			
椎名地区	小湊バス		JR浜野駅～古市場町～草刈倉庫～尾梨～喜多～和楽の郷～アウトレットコンサート	20		
			JR浜野駅～古市場町～椎名市民センター～椎名公民館～千葉南警察署～JR鎌取駅南口	10	土・日・祭日・ 運休	
			椎名小学校～椎名公民館～椎名市民センター～川鉄病院～柏戸病院～県庁～JR千葉駅	29		
		農業センター～県立障害者高校～千葉南警察署～椎名公民館～蘇我駅東口～JR千葉駅	1			



(11) 医療機関(平成17年度「わたしの町のお医者さん」をもとに掲載。)

地区	医療機関名	診療科目	住所
誉田	おりはら耳鼻咽喉科	耳	誉田町2-2307
	若新医院	内、循、リウ、ア	鎌取町131-34
	けやきクリニック	内	鎌取町81-4
	ひらた内科・小児科クリニック	内、小	誉田町1-625-1
	千葉整形外科・内科	整形、内、リウ、 リハ、皮、泌、消、 外、脳、放	誉田町1-227-1
	伊豆蔵医院	内、小、胃	誉田町1-791-105
	忍足小児科医院	小	誉田町2-2-493
	忍足眼科医院	眼	誉田町2-2-490
	竜産科婦人科医院	産	誉田町2-23-223
	西郡整形外科	整	誉田町2-24
	田宮クリニック	内、外、呼、リハ	誉田町2-24-433
	吉田医院	外、整、皮	誉田町3-69-4
	野崎医院	内、小、胃、リハ	誉田町2-24
	誉田医院	小	誉田町2-2306
	武村内科医院	内	高田町1084
千葉南病院	内、外、呼、消、 循、肛	高田町401-5	
椎名	やまもとクリニック	内、胃、小、外、 整、皮、リハ、耳	古市場町101-1
	おゆみの診療所	内、呼	大金沢364-1
	おゆみ野南医院	内、小、消	刈田子町308-12
土気	篠崎医院	内	土気町1632-6
	ながしまクリニック	内、消、循、呼、 ア、放、小	あすみが丘8-13-6
	篠崎小児科	小	土気町1632-6
	篠崎産婦人科	産	土気町1712-12
	あすみが丘佐野眼科	眼	あすみが丘1-1-8ピア ブルック3F
	川村クリニック	内、胃、外、肛、 小、ア	あすみが丘1-19-2フセ ビル1F
	あすみが丘耳鼻咽喉科気管 食道科	耳、気、食	あすみが丘1-19-5
	あらい整形外科	整、リウ、リハ、脳	あすみが丘1-19-7
	のせこどもクリニック	小、ア	あすみが丘2-35-20
	坂の上外科	外、胃、整、放、 呼、リハ、皮	土気町311
	リハビリテーションクリニック	内、整、リハ	土気町446-52
	昭和の森クリニック	内(透析)	土気町1858-1
	角栄団地診療所	内	越智町822-8
	大木戸整形外科	整形、リウ、リハ	大木戸町212-199
	鏡戸病院	内、小、リハ	あすみが丘1-31-8
あすみが丘内科クリニック	内、皮、ア	あすみが丘3-4-6イー ストーンビル1F	

地区	医療機関名	診療科目	住所
土気	峯田マタニティクリニック	産	あすみが丘3-4-3
	中野内科クリニック	内、神、リハ	あすみが丘3-1-19
	小渋医院	内、循、呼、消、小、皮、ア	あすみが丘4-37-11
	あすみが丘メンタルクリニック	心、精、神	あすみが丘1-1-8ピアブルック3F
	あすなる皮膚科	皮	あすみが丘4-4-21
	大久保クリニック	内、小	あすみが丘7-12-8
おゆみ野	学園前クリニック	内、外、胃、肛	おゆみ野1-12-11
	こんだこども医院	小	おゆみ野中央1-25-7
	みどりクリニック	内、小、呼、循、アレ	おゆみ野中央1-18-3
	みやけウイメンズクリニック	産	おゆみ野中央1-18-5
	鎌取内科	内	おゆみ野2-9-6
	双葉耳鼻咽喉科	耳、ア	おゆみ野3-2-5
	黒沢クリニック	内、消	おゆみ野3-2-5
	かない内科	内、リウ、ア	おゆみ野3-22-6かまとりクリニックビル2F
	かまとり眼科クリニック	眼	おゆみ野3-22-6かまとりクリニックビル3F
	さとう小児科医院	小、ア	おゆみ野3-22-6かまとりクリニックビル4F
	おゆみの整形外科クリニック	整、リハ	おゆみ野3-22-6かまとりクリニックビル4F
	鎌取メンタルクリニック	神、精、心	おゆみ野3-17-7沖ビルA棟2F
	かまとり皮ふ科	皮、ア	おゆみ野3-18-2ライフプラザ鎌取1F
	かまとり医院	内、胃、小	おゆみ野3-8-2
	みどり泌尿器科・皮フ科医院	泌、皮、性	おゆみ野3-13-3
	かまとり武田肛門科	肛、胃、麻、内	おゆみ野3-36-2
	ほり内科	内	おゆみ野4-2-7
	鎌取セントラルクリニック	内、小	おゆみ野4-12-5
	おゆみの皮フ科医院	皮	おゆみ野4-32-5
	まなこどもクリニック	小	おゆみ野中央7-9-2
	にこにこ胃腸科・整形外科	整、外、胃、内	おゆみ野中央7-9-2
	おゆみのクリニック	胃、外、内、小	おゆみ野中央7-1-1
	しののめ元山医院	内、皮、整、リハ、小、肛	おゆみ野南5-18-3
	小池皮膚科	皮	おゆみ野中央7-1-1
	鈴木脳神経外科クリニック	脳、内、整	おゆみ野南1-1-15
	おゆみ野眼科クリニック	眼	おゆみ野南1-20-1
	おゆみの耳鼻咽喉科	耳	おゆみ野5-58-8

内	内科	泌	泌尿器科	呼	呼吸器科	リハ	リハビリテーション科
循	循環器科	皮泌	皮フ泌尿器科	肛	肛門科	皮	皮膚科
小	小児科	消	消化器科	耳	耳鼻咽喉科	眼	眼科
リウ	リウマチ科	外	外科	気・食	気管食道科	産	産婦人科
ア	アレルギー科	脳	脳神経外科	神	神経科	麻	麻酔科
整	整形外科	放	放射線科	精	精神科	性	性病科
形	形成外科	胃	胃腸科	心	心療内科		

## 第3章

# 計画の5つのキーワード

(基本方針)



## キーワード（基本方針）

キーワード（基本方針）設定までには、各地区フォーラム委員から各地区の福祉関係の課題について

自由に提言

課題の集約・分類

集約課題のキーワード（基本方針）設定

作業部会においてキーワード（基本方針）とその内容の検討

作業部会において、緑区地域福祉計画のキーワード（基本方針）を決定

区策定委員会において、緑区地域福祉計画のキーワード（基本方針）を承認・決定

以上の過程を経たものです。

各キーワード（基本方針）にサブテーマをつけました。キーワード（基本方針）がどのような内容なのかまた、地域住民に対して地域福祉計画の目的を分かりやすくしたものです。

### （１）コミュニケーション（交流・ふれあい・社会参加）

「向こう三軒両隣」この気持ちで人と人のつながりを大切にします。

### （２）施設の活用（居場所・安らぎ・学び）

「安らぎと学び」成就と達成感を高齢者、子ども・障害者(児)・支援者みんなまで広げます。

### （３）緊急時の支援・対応（安全・安心・安住）

「安全・安心・安住」はみんなで支援し、みんなで守ります。

### （４）身近な生活支援（手伝い・助け合い・声かけ合いの輪を）

「困ったときは声をかけて」みんなで考え、みんなで助け合います。

### （５）交通対策（気軽に便利に行動を）

「外出は心のオアシス」一人でも気軽に出かけられるために。

## 第4章

# 緑区地域福祉全体の課題の集約

キーワード設定までの各地区からの課題



## 1 キーワード設定までの流れ

緑区地域福祉計画全体キーワードは、以下の過程を経て集約され、決定されたものです。

- 各地区フォーラムで地区の福祉課題を自由に討議する。
- 各地区フォーラムで討議を経た課題をおおまかな課題に分類する。
- 集約された課題にキーワードを設定し、地区ごとのキーワードを決定する。
- 各地区のキーワードを作業部会で検討し、緑区のキーワードを決定する。
- 作業部会で決定したキーワードを策定委員会で承認を得る。

## 2 キーワードと緑区地域福祉全体の課題

### - キーワード設定までの主な課題 -

【注】(子)...子どもの課題、(障)...障害児(者)の課題、(高)...高齢者の課題、(保)...保護者の課題

#### (1) コミュニケーション(交流・ふれあい・社会参加)

放課後、土日、祝日に外で遊ばないで家に閉じこもっている子どもが多い。

(子・障)

子ども会等の行事が少ない。(子)

積極的に遊んだり運動したりしたくても参加方法がわからない。(子・障・高)

障害者は情報入手の方法がよくわからない。また、情報を手に入れても、どのように行動したらよいかわからない。(障)

子ども、障害者(児)、高齢者の共通の場(話し合いの場)がない。

(子・障・高)

地域で話し合う機会や話す相手が少ない。(高)

家庭でしか出来ない躰や集団生活の場について話し合う機会が少ない。(保)

#### (2) 施設の活用(居場所・安らぎ・学び)

子どもたちの安全な遊び場が少ない。(子)

勉強や運動しようとしても誰がやってくれているかわからない。(子)

施設の開放や運営に問題がある。(子・障・高)

いろいろなことを学べる場所がなく、行事も少ない。(子・障)

地区特有の施設が生かされていない。計画、カリキュラムが欲しい。

(子・障・高)

ボランティアとして働いてくれる人たちのリストが十分でない。ボランティアの育成に力を注いでもらいたい。(子・障・高)

障害者(児)と健常者とのふれあいの機会がない。(障)

障害児を受け入れてくれる保育所(園)・幼稚園がほとんどない。(障)

障害者が卒業後、就学施設(公私)がない。就職出来る企業が少ない。(障)

認知症の人たちの受け入れ施設、病院が少ない。(障)

保育所(園)が不足しているので、安心して働けない。(保)

(3) 緊急時の支援・対応(安全・安心・安住)

緊急な事態が起きたとき、不安を感じる。(障・高)

地震が起きたときは、誰に頼ればよいのか。(障・高)

一人暮らしの人の緊急連絡方法を簡単に出来るようにして欲しい。(高)

病気になったときの連絡方法を役員(町内自治会長、民生委員・児童委員等)に知らせる方法がわからない。(障・高)

緊急時に簡単に活用出来る電話・ファックス等の情報が欲しい。(障・高)

(4) 身近な生活支援(手伝い・助け合い・声かけ合いの輪を)

届出、書類、連絡など不便であったり、わからなかったりすることがある。(障・高)

入浴介護、在宅介護など受けたいがその方法がわからない。(障・高)

高齢者が気軽に集まれる場所がない。仲間づくりが出来ない。(高)

体力、気力がなくなり、外出が億劫になり、引きこもりがちになる。(高)

高齢者の地域参加が少なく、受け身的である。奉仕活動に参加させ、生きがいを与えたい。(高)

買い物に行きたいが遠くてつい億劫になる。(高)

家庭内虐待や暴力防止に対する手助けを考えて欲しい。(高・保)

子育てに不安を感じているお母さんが多い。(保)

(5) 交通対策(気軽に便利に行動を)

バスの便数が少ない。土・日曜・祝日はカットされている。(高)

気軽にまちに出たい気持ちはあるが乗り物の便数が少ない。(高)

大通りは交通量が多く、危険なことが多い。(子・高)

歩道と車道の区別のない所は歩きにくい。(子・高)

歩道の段差があり、車椅子利用者は不便。(障・高)

ガードレールが不足しており、安全でない。(子・障・高・保)

電柱や標識の歩道内設置、バリアフリー化の推進。(子・障・高・保)

## 社会福祉協議会

地域住民や各種団体（団体・機関・福祉施設など）と話し合い、協力し合い総合的な福祉の推進を図るために設置された民間の福祉団体で、地域福祉を推進する専門機関として、全国の都道府県・指定都市・市区町村に設置され、「福祉のまちづくり」に公共性と自主性をもって取り組んでいます。

平成12年に施行された社会福祉法第109条において、**地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明確化**されました。

また、社会福祉協議会を略して「社協（しゃきょう）」と呼ばれています。

### 社協地区部会

地域住民の社会福祉に対する理解と関心を深め、地域の福祉課題より細やかに対応するために組織された、地域住民の皆さん自身によって作られた自主組織です。おおむね中学校区を単位として、設置されており、緑区でも誉田、椎名、土気、おゆみ野の4地区部会があります。

公共施設などを会場に子育て中の親子が気軽に参加し、語らいやレクリエーションの機会の提供、地域交流・仲間づくりを進める**ふれあい・子育てサロン**や、**ボランティア講座**の開催、**敬老会**の開催、公園等で散歩をすることで孤独、閉じこもり、要介護状態になることを予防する**ふれあい・散歩クラブ**、**ふれあい・食事サービス**、**ふれあい・いきいきサロン（後述）**など、それぞれ地域に応じた取り組みを行っています。

### ふれあい・いきいきサロン

公民館・集会所・小学校の余裕教室・個人のお宅などを会場に、語らいの場やレクリエーションの機会を提供し、地域交流・仲間づくりを進める活動で、地域のボランティアの方々と参加される高齢者がみんなと一緒に運営しています。

在宅の高齢者の方が、地域住民やボランティアと一緒にサロンで集うことにより、孤立がち、自宅に閉じこもりがちである状況を防ぎ、また、多くの方と接することにより刺激を受け、軽い運動をすることによって、生活に張りができ、要介護状態になることを予防します。さらに、子どもから高齢の方まで幅広い年齢層の住民が参加することによって、世代を超えて学び合い、住民が地域福祉に対して関心を持ち、福祉活動に自主的に関わるきっかけとなります。

### ふれあい食事サービス

高齢者の方を対象に食事の配達サービスや、公民館・集会所等での会食会を通じて心のふれあいと温かい食事を提供しています。



## 第5章

# キーワード（基本方針）の解決策

現状把握、課題の補足、解決策の提案



## 1 コミュニケーション(交流・ふれあい・社会参加)

「向こう三軒両隣」この気持ちで人と人のつながりを大切にします。

### (1) 緑区の現状

コミュニケーションとは、社会生活を営む人間の間に行われる知覚、感情、思考の伝達機能です。その方法は、言語、文字、絵画等、視覚に訴えるもの、聴覚に訴えるもの等があります。

今日の社会では、情報の主たるものは、テレビ、新聞であり、これらなしでは生活が出来ない社会となっています。また、近年は、パソコン、携帯電話の発達が目覚ましく、情報伝達の重要な役割を担っています。このことは、情報化社会として大切なことは言うまでもありません。

しかし、ここで言うコミュニケーションとは、上記のような一般論ではなく、地域住民間の伝達、交流という人間生活の基盤というべき人と人とのつながりに重点を置いたものです。コミュニケーションで最も大切なことは、家庭内の話し合い、いたわり、協力、協調ではないでしょうか。そして家庭間の交流の良さや美しさが地域社会における人間と人間の交わり、付き合いの根底になると考えられます。今、それが問われている時なのです。それが地域社会の形成の根幹だからです。

今、なぜ地域のコミュニケーションを課題としなければならないのかといいますと、かつて地域社会においては「向こう三軒両隣」という考えとか、家庭においては、三世同居といった形で、相互扶助精神で地域社会が成立していました。しかし、現在は、核家族化、少子高齢化、個の尊重、個人情報規制等々で、人間及び社会への連帯意識が希薄になってきています。

このことによって、数々の課題が生じています。例えば、人間の連帯意識の欠如 家庭はもとより地域での交流(話し合い)の欠如 地域社会への参加意識の欠如 相互扶助の欠如 地域社会教育力の欠如 引きこもり 子育て不安 非行への不安等々があげられます。

このような状況を何とか打開し、地域社会における人間連帯の復権を図り、潤いのある地域社会をめざしていくのが、ここでいうコミュニケーションです。

緑区は、先代から引き継がれている農村地区と新しい住民の地域、両者が混在する地域と、複雑な地域構成となっておりますが、古いまちだから、新しいまちだからということではなく、上記の問題は起こっています。所詮、人間は一人では生きていくことは出来ません。人と人とのつながり、和によって、成り立っているものです。価値観の違いはあっても、これからの地域社会はどうあるべきかを考える必要があります。

**(2) 緑区の課題**

核家族化や少子高齢化等々の進展に伴う、近隣住民との連帯意識の希薄化による日常生活上の不安や、情報と交流の機会の不足など、これらを解消するために人と人とのつながりを回復することが課題となっています。

**地区フォーラムの主な意見**

放課後、土日、祝日に外で遊ばないで家に閉じこもっている子どもが多い。

(子・障)

子ども会等の行事が少ない。(子)

積極的に遊んだり運動したりしたくても参加の方法がわからない。(子・障・高)

障害者は情報入手の方法がよくわからない。また、情報を手に入れても、どのように行動したらよいかわからない。(障)

子ども、障害者(児)、高齢者の共通の場(話し合いの場)がない。(子・障・高)

地域で話し合う機会や話す相手が少ない。(高)

家庭でしか出来ない躰や集団生活の場について話し合う機会が少ない。(保)

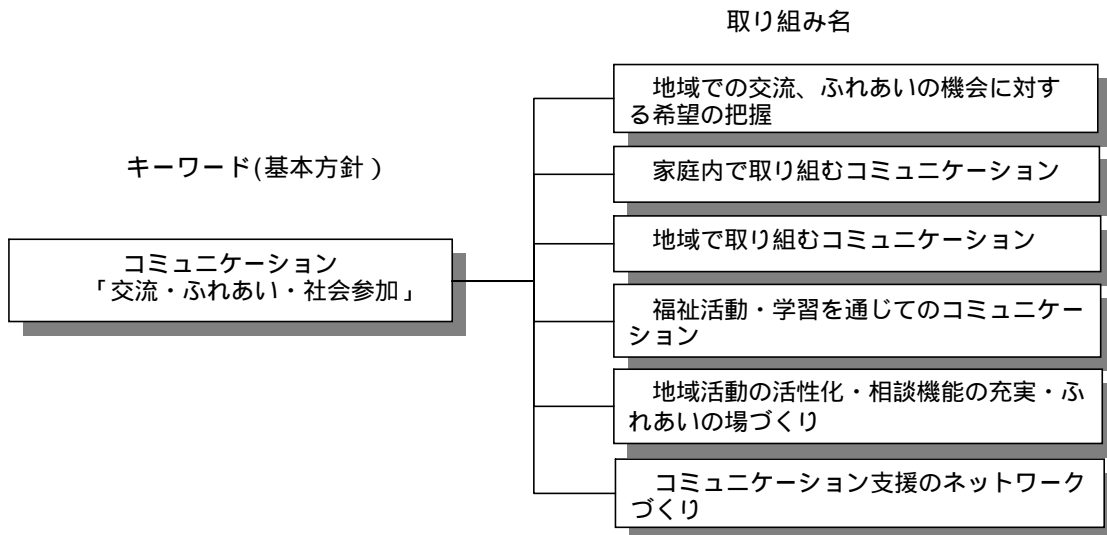
要支援者	対応が求められる具体的課題
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年代的に「むら社会」的に生きてきた世代であり、受動的な場合が多く、自身の自立性が乏しい面がある。</li> <li>・ 世間体にとらわれ、他人の世話を拒否して閉じこもる場合がある。</li> <li>・ 活動の場を求め、外に出ようとするが、その場や情報を得るのに時間がかかったり、個人のニーズに合うものが少なく、人との相性問題で続かない。また、活動の場が近くにない場合は、移動手段が伴わない。</li> <li>・ ボランティア活動等で生きがいをつくりたいが、リードする人が少なく、地域における情報が整備されていない。</li> </ul>
子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親の都合が主体となって、子どもにあった環境が不足している。</li> <li>・ 少子化や核家族化のため、集団生活の中で心を磨く機会が少なく、外に出ず家の中に引きこもるなど、人間関係の希薄化が進んでいる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域で子どもを育てる気運が減少し、地域の子ども会活動が衰退している。</li> </ul>

(キーワード1 コミュニケーション)

障害者(児)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 健常者と障害者(児)の間の心の壁の存在が払拭されていない。(心のバリアフリーが進んでいない。)</li><li>・ スポーツや文化活動など、障害者(児)と健常者の交流の機会が少ない。</li><li>・ 特定のグループだけで閉ざされた環境になりやすく、障害者(児)自身の声を聞く機会が少ない。</li><li>・ 障害者(児)、特に精神障害者やその家族のための地域での相談や生活支援の場がない。土日、夜間でも気軽に相談出来る場が必要。</li></ul>
家庭・母子	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 核家族化により、かつて祖父母から教わった子育てや社会生活のルールを教える人がいない。</li><li>・ 共働きの家族が増加し、子どもと接する機会が少なく、また、親中心の家族環境になりやすい。</li><li>・ 核家族家庭では、乳幼児・幼児の子育てに不安を感じている母親が多い。</li></ul>
町内自治会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新興住宅地における地域活動に対する無関心、不参加、及び高齢化により、町内自治会の組織率が低下するなど、機能が弱体化し、地域福祉活動の基盤の維持が困難。</li><li>・ 隣人や地域を知ろうとする意欲に欠けている。地域活動の必要性の広報、啓蒙活動が不足している。</li></ul>

**(3) コミュニケーションの解決策**

人と人とのつながりの回復、いわば「向こう三軒両隣」意識の再構築をめざすには、家庭や隣近所とのコミュニケーションを活発化させる必要があると同時に、既存の地域団体の活性化や地域行事等への積極的な参加により、地域での交流を進めることが重要になります。



取り組み名 ( )内は、要支援者	実施内容 = 解決策
地域での交流、ふれあいの機会に対する希望の把握 (高齢者、子ども、障害者(児))	ア 高齢者の希望 趣味の集まりや、旅行、学習会、おしゃべりの会、お茶飲みの会など、高齢者が、地域でどのような交流、ふれあいの機会、行事を望んでいるのか、高齢者の話によく耳を傾け、その希望の把握に努めます。 イ 子どもの希望 スポーツ、学習、文化行事、お祭りなど、子どもたちが、地域でどのような交流、ふれあいの機会を望んでいるのか、その希望の把握に努めます。 ウ 障害者(児)の希望 障害者(児)がどのような地域の行事に参加を望んでいるのか、健常者との交流、ふれあいの機会に気軽に参加出来るように、その希望の把握に努めます。

<p>取り組み名 ( )内は、要支援者</p>	<p>実施内容 = 解決策</p>
<p>家庭内で取り組むコミュニケーション (住民全体)</p>	<p>ア お年寄りや両親の体験話を大切にしよう お年寄りや両親を尊敬する気持ちを大切に持とう。また、家庭のルールを守り、道徳を大切に、家族それぞれの立場を理解し合おう。</p> <p>イ 家族中心の食事の場を大切にしよう 食べられることの有難さを感じ、食事の手伝いを分担するなど、楽しい食事の雰囲気をつくるようにしよう。</p> <p>ウ 家族共通の話題を見つけよう、一緒にテレビを見よう 幼稚園、学校などでの子どもたちの生活の話に耳を傾けよう。また、両親が社会の出来事の正否を教えよう。 ただし、幼児、子どものテレビ視聴については、その功罪に配慮し、幼児は出来るだけ視聴を避け、子どもは親子で話し合って視聴するようにしよう。 また、テレビについて親子の話し合いの機会を持とう。</p>
<p>地域で取り組むコミュニケーション (高齢者、子ども、障害者(児))</p>	<p>ア 老人つどいの家の活用 趣味の集まりやレクリエーションを通じて、個人や地域の問題、悩みなどを出し合い、聞き合う場としても機能するよう努めます。</p> <p>イ いきいき・ふれあいサロンの拡充 外に出られない人、出たくない人のために、ふれあい・いきいきサロンを個人宅でも行っていきます。これらの高齢者たちが、環境を整えば外に出て、活動出来るようになることを目標とします。</p> <p>ウ 地域の行事に参加しよう お祭りや、運動会など、地域で行う行事へ積極的な参加を呼びかけ、古くから住んでいる人は地域を育て、新しく住み始めた人にとっては、地域を知る機会づくりとします。</p>

<p>取り組み名 ( )内は、要支援者</p>	<p>実施内容 = 解決策</p>
	<p>エ 地域でのバザーやスポーツ会、朝市の開催  日常では、接する機会の少ない住民同士、または、健常者と障害者(児)や高齢者の交流の機会として、地域でバザーやスポーツ会、朝市などを開催するように努めます。さらに、地域企業の参加を勧めていくよう努めます。</p> <p>オ 子ども会で集団生活の決まりを学ぼう  異年齢の子どもたちが集まる子ども会に積極的に参加し、決まりを守ること、一つのことに向かってみんなで助け合って物事を成し遂げることの楽しさ、我慢を学びます。(自我と自制心の育成)</p> <p>カ ふるさとの文化行事を通して先人の業績を学ぼう  地域に伝わるお囃子、お神楽、伝承遊び等を通して、行事と生活、祈り、文化、先人の生き方を学んで、現代生活にいかすことの大切さを知ろう。</p> <p>キ 核家族家庭の子育て不安を解消  子育て不安解消のため幼稚園、保育所(園)が、定期的に地域の母親との話し合う機会や、土曜日、日曜日の園庭開放による遊びの場の提供に努めます。</p>
<p>福祉活動・学習を通じてのコミュニケーション (高齢者、障害者(児))</p>	<p>ア 障害者(児)がすすんで参加出来る行事  運動会や子ども会の行事、敬老会の行事に障害者(児)が気軽に参加出来る内容を盛り込んで、障害者(児)との交流を図り、障害者(児)を理解する心を育てます。</p> <p>イ シンポジウムの開催  障害者(児)やその家族の生の声を聞く機会を設け、地域住民の心のバリアフリーを進めていくよう努めます。また、高齢者や障害者(児)などの介護にあたった家族の体験談を聞く機会を設け、理解を深めていきます。</p> <p>ウ 地域間交流の機会をつくる  高齢化が進んだ地域で生じた問題が、若年層地域において、将来再発しないようにするため、常に地域間の情報交換・学習の機会を持つよう努めます。</p>

<p>取り組み名 ( )内は、要支援者</p>	<p>実施内容 = 解決策</p>
<p>地域活動の活性化・ 相談機能の充実 (住民全体)</p>	<p>ア 老人クラブの活性化 高齢者が、レクリエーションや社会奉仕活動を通 じながら友達づくりの輪を広げ、生きがいをもって 生活していけるよう、老人クラブの結成に努め、ま た、既存の地域においても、魅力あるサークル活動 など、活動内容を充実させ、新規の加入を促進する とともに、後継者の育成にも努めていきます。</p> <p>イ 子ども会の活性化 住民が、「子どもは地域で育てる」という意識をも ち、子ども会の活動に積極的に参画し、遊びや学び の活動内容を充実させ、新規の加入を促進してい きます。</p> <p>ウ 町内自治会の活性化 会報誌の発行など、積極的なPRに努めることに より、地域福祉活動への関心を高めて、町内自治会 への積極的な参加を促進していきます。</p> <p>エ よろず相談 町内自治会、民生委員・児童委員、社協地区部会 などが協力、連携して地域の身近な相談窓口の設置 を図ります。</p> <p>オ 既存の交流の場における相談 サロンなどの地域における身近な交流の場が、相 談の場としても機能するようにします。</p> <p>カ 精神障害者の相談の場の設置 精神障害者の精神的な不安や悩み事を解消するた めの「地域生活支援センター」の設置が望まれます。</p>
<p>コミュニケーション 支援のネットワークづ くり</p>	<p>ア 組織化 地域での行事など、コミュニケーションの活性化 を図るため、地区の住民、団体など、地区ごとに構 成メンバーを選出し、協力体制ネットワークづくり を図ります。</p>



取り組み名 ( )内は、要支援者	実施内容 = 解決策
	<p>イ 活動 地域の住民（高齢者、子ども、障害者(児)など）の声を取り入れ、地域住民の希望が活かされるコミュニケーションの機会づくりに努めます。</p> <p>ウ 環境整備 行政を含めて、町内自治会、社協地区部会、老人クラブ等、既存の組織の活動上の問題点を掘り起こし、それぞれの機能が発揮しやすい環境整備を図ります。</p>

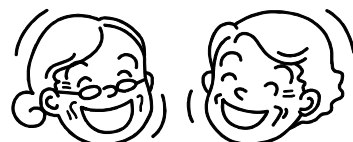
### 町内自治会

一定の地域に住む人たちが、明るく住み良い豊かな町づくりをめざし、地域における生活上の諸問題、身近な環境整備や安全、福祉などいろいろな問題の解決に取り組むとともに、夏祭りや運動会等いろいろなレクリエーションを通じ、住民の連帯意識の向上に努めている自主的な団体です。

緑区では、平成17年3月末現在、116団体設置されており、約24,000世帯が加入していますが、緑区全世帯に対する町内自治会への加入率は約60%であり、千葉市全体（約75%）と比較すると高い水準であるとはいえません。

### 老人クラブ

日常生活を、生きがいを持って健全で豊かなものにするために、同じ地域に住む高齢者の方々が自主的に設立し、レクリエーションや社会奉仕活動を通じて友達づくりの輪を広げる組織です。



## 2 施設の活用(居場所・安らぎ・学び)

「安らぎと学び」成就と達成感を高齢者、子ども・障害者(児)・支援者みんなで広げます。

### (1) 緑区の現状

施設とは、それを活用して人々の和や学びを体得する場です。施設というと、建築物と考えがちですが、ここでは、広場等空間的場所についても施設と考えていきます。施設は活用されてこそ、つくったことの意味や価値があります。施設は、住民の要望に応じてつくられ、活用されることが大切なのです。

はじめに、高齢者から見た施設について、ここでは三つの視点から考えていきます。第一は、体が不自由になり、医療や介護を必要とする人のための施設です。介護施設については、まず、介護の度合いによって異なりますが、入所して心身ともに介護してもらい、安心して暮らせる施設があります。緑区には施設は多くありますが、必ずしも地域住民のためにつくられているということではないので、緑区民の入居希望者の希望に沿っているとは限りません。次に、通所介護により、リハビリ等を通して、機能回復や心の安らぎを得る施設があります。

第二は、高齢者の方々の集まりや居場所のための施設です。かつては、「お茶が入りましたよ」、「おみやげ買って来たよ」と呼びかけ合い、お茶を飲み合いながら四方山話が出来る隣近所があったものですが、近年それがなくなってきています。近所に「老人つどいの家」のように気軽にみんなが集まれる場づくりが望まれます。また、地域には集会所がありますが、それをお年寄りのために自由に運営する状態とはなっていません。

第三は、健康な高齢者のための施設です。第二の人生を地域のため、自分の趣味のために目的を持って生活をしている人達のための施設です。この人達の中には、過去の社会生活で蓄積された技術と実績を持っており、それを生かし、個人としての生きがい、地域社会のために尽くしてもらうことが大切です。そのための組織化、体制づくりは十分とはいえません。

次に、子どもから見た施設とは、学校、公民館、図書館、コミュニティセンター、体育施設、公園などがあげられます。子どもの場合には、施設があっても、それだけで活用されているといえるものではありません。そこで、どんなカリキュラムがあって、どのように運営されているのか、セットで考えなくてはなりません。学校開放、講座内容、地域人材と運営に多くの課題を抱えています。千葉市では、「夢はぐくむ ちば 子どもプラン(次世代育

成支援行動計画)」を策定し、多くのことを提案しています。それらと連携しあって解決の糸口を見出していく必要があります。

最後に、障害者(児)から見た施設については、生活自立のための作業訓練所、技能取得のための学校など、自立した生活を送るための施設と、遊び場の確保はもちろん、健常者とのふれあい、話し合い、共同学習の場と考えられます。既存の施設でどんな講座を設定していくか、また、その場の提供が課題です。

以上、施設及びその活用を見ると、緑区では、利用の改善、そして、方法に課題が残されているのが現状です。

## (2) 緑区の課題

施設の活用に関する課題は、高齢者は、介護施設(入所、通所) 地域の高齢者の集まりの場、健康な高齢者がいきがいを発揮出来る場の確保です。子どもは、学校、公民館、図書館等の活用とカリキュラムの関係です。障害者(児)は、技能支援、児童生徒の教育施設、健常者とのふれあいの場づくりが主な課題となっています。

### 地区フォーラムの主な意見

子どもたちの安全な遊び場が少ない。(子)

勉強や運動しようとしても誰が教えてくれているかわからない。(子)

施設の開放や運営に問題がある。(子・障・高)

いろいろなことを学べる場所がなく、行事も少ない。(子・障)

地区特有の施設が生かされていない。また、計画、カリキュラムが欲しい。

(子・障・高)

ボランティアとして働いてくれる人たちのリストが十分でないので、ボランティアの育成に力を注いでもらいたい。(子・障・高)

障害者(児)と健常者とのふれあいの機会がない。(障)

障害児を受け入れてくれる保育所(園)・幼稚園がほとんどない。(障)

障害者が卒業後、就学施設(公私)がない。就職出来る場が十分に整っていない。(障)

認知症(痴呆症)の人たちの受け入れ施設、病院が少ない。(障)

保育所(園)が不足しているので、安心して働けない。(保)

要支援者	対応が求められる具体的課題
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近くに皆が気軽に寄り合いが出来る家、場所が必要である。</li> <li>・ 既存の施設を利用したいが、高齢者にも利用しやすくする必要がある。</li> <li>・ ボランティアを行い社会に貢献したいと考えている高齢者に、情報を周知する必要がある。</li> <li>・ 訪問看護を行っているか否かなど、それぞれ、施設等の情報を充実させる必要がある。</li> <li>・ 要介護3以上の人たちの受け入れ病院を充実させる必要がある。</li> </ul>
子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体験的遊び・学びなど、パソコンゲームより楽しいことをもってみたいが分からない。機会の充実が求められる。</li> <li>・ 子どもでも出来るボランティアの情報、機会を充実させる必要がある。</li> <li>・ 高齢者や障害者(児)の方たちとももっと仲良くしたいが、機会が少ない。ふれあいの機会を増やす必要がある。</li> <li>・ 手話の体得や車椅子での走行体験などの機会を増やす必要がある。</li> </ul>
障害者(児)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健常者と同じく教育を受けさせたい。</li> <li>・ 保護者が病気等のとき、施設への送迎や世話の助けが必要。</li> <li>・ 短時間でも預かってもらえる託児所が必要。</li> <li>・ 障害者(児)でも出来るボランティアが必要。</li> <li>・ 健常者とのふれあいの場としての共同作業が求められる。</li> <li>・ 字幕付ビデオ、DVDの貸し出しなど図書館の機能の充実が必要。</li> <li>・ 身近な施設で、簡単な手話が出来ると人の常駐が求められている。</li> </ul>

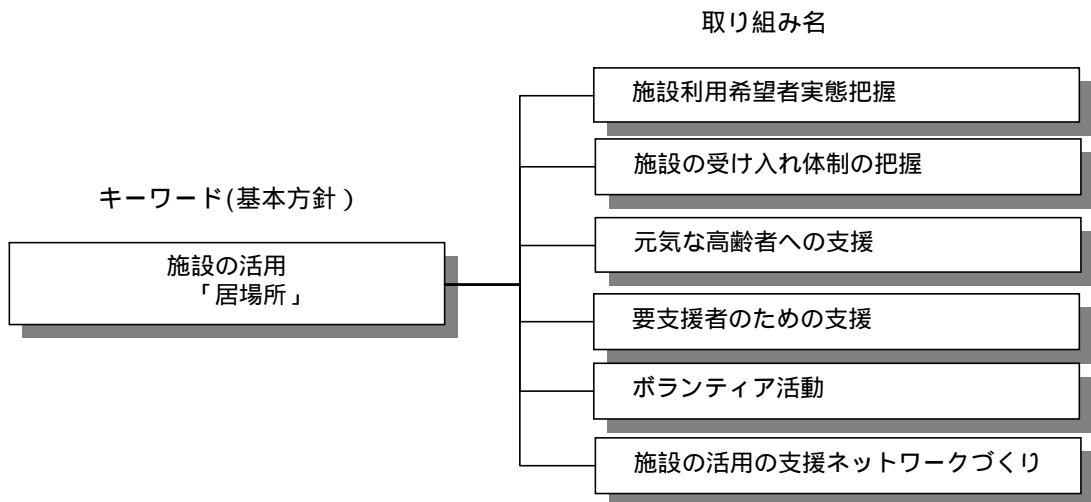
### （3）施設の活用のための解決策

施設の活用の解決策について、最も大切なことは、地域住民がどんな目的で、いつ、どのように活用したいかという実態をまず明らかにすることです。施設が主ではなく、活用する住民が主となり、そのための施設活用方法を考えていかなければなりません。そのためには、地域の施設利用希望者と施設の受け入れ体制について把握しておく必要があります。

次に、要支援者の側からの要望に対して、どのように対応出来るか、情報・資料収集を行い、要支援者にあった情報を提供出来るようにしておくことです。

最後に他の地域の先進的な施設活用状況について、見学したり、資料を取

り寄せたりして、ニーズにあった施設活用と創造的な活用を考えていく必要があります。施設活用を通じて、人々が楽しみ、生きがいを得る努力が大切になってきます。



取り組み名 ( )内は、要支援者	実施内容 = 解決策
施設利用希望者実態把握 (高齢者、子ども、障害者(児))	<p>ア 医療・介護支援</p> <p>地域の高齢者が、身体がどのような状態で、どのような医療、または医療施設を必要としているのか、その状況把握に努めます。</p> <p>地域の要介護高齢者が、身体がどのような状態で、どのような介護、または介護施設を必要としているのか、その状況把握に努めます。</p> <p>イ 障害者(児)施設支援</p> <p>地域の障害者(児)が例えば、作業訓練所、技能習得施設など、どのような施設を利用したいのかその実態の把握に努めます。</p> <p>ウ 学び、趣味、集いの支援</p> <p>地域の人々が、公民館、いきいきプラザ、コミュニティセンター、町内自治会の集会所、つどいの家等を利用して、どのような活動を行いたいのか、その希望の把握に努めます。</p>

〈キーワード2 施設の活用〉

<p>取り組み名 ( )内は、要支援者</p>	<p>実施内容 = 解決策</p>
<p>施設の受け入れ体制の把握 (高齢者、子ども、障害者(児))</p>	<p>ア 施設受け入れ体制とその内容、活動 地域の医療機関、介護施設などが、どのようなサービス(診療科目、病床数、介護サービスなど)を行っているのか、また、地域住民の利用希望に対し、実際に地域の施設(学校、幼稚園、保育所(園)、託児所、公民館、図書館、いきいきプラザ、コミュニティセンター、運動場など)がどのような利用状況にあるのか、また、サービスを行っているのか、その状況の把握に努めます。 町内自治会集会所、老人つどいの家を利用・活用してどのような内容のサービスを行っているのか、また運営の方法などについて、状況把握に努めます。</p>
<p>元気な高齢者への支援 (元気な高齢者)</p>	<p>ア つどいの支援 町内自治会の集会所やつどいの家を活用して、地域の高齢者同士や健常者と障害者、世代を越えた交流の場づくりをめざします。 イ 元気な高齢者によるボランティアの支援 元気な高齢者が、ボランティア活動を気軽に行える場の提供及び情報の発信に努めます。また、講師として、長年の技術や知識、経験を生かすことの出来る講演会などの場や情報の提供に努めます。</p>
<p>要支援者のための支援 (高齢者、子ども、障害者(児))</p>	<p>ア 施設の紹介・運営 要支援者の希望に応じ、病院や入所・通所施設の紹介や、施設との連絡の支援に努めます。 つどいの家や自宅を開放し、つどいや交流の場として運営、またその情報提供に努めます。 ふれあい食事サービスなど、地域の行事などへの参加を呼びかけます。 イ 子どもたちの学び、体験の支援 公民館などの施設における学び、体験カリキュラムの紹介を行います。 子どもたちの学び、体験(里山めぐり、史跡探訪、伝承遊び、科学実験、野外料理など)の希望を聞き、参加につなげる支援を行います。</p>

<p>取り組み名 ( )内は、要支援者</p>	<p>実施内容 = 解決策</p>
	<p>子どもたちが、図書館で情報収集（情報検索、資料収集とまとめ）を行う際の支援を行います。</p> <p>野球、サッカー、バスケットボール、テニス、歩け歩けなどスポーツ行事の企画を行い、広く参加を呼びかけます。</p> <p>ウ 障害者(児)自立への支援  共同体験、交流事業、カリキュラムの作成  手話教室、介護体験などのカリキュラムを作成し、健常者との共同体験、交流に対する学習の充実が必要とされます。</p> <p>地域行事への積極的参加、呼びかけ  子ども会、スポーツ、盆踊り、地域運動会、敬老会など、地域で行う行事等への積極的な参加を呼びかけます。</p>
<p>ボランティア活動 (高齢者、子ども、障害者(児))</p>	<p>ア 運営管理協力の支援  ボランティアで町内自治会集会所など施設の用具の管理を行います。</p> <p>イ 施設を使つての運動、イベントの支援  ボランティアで体育、演劇、音楽、サークル活動、バザー等、施設を活用した様々なイベントに対し、企画、運営に協力していきます。</p>
<p>施設の活用の支援ネットワークづくり (高齢者、子ども、障害者(児))</p>	<p>ア 各地域団体とのネットワークの構築  社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内自治会の役員、身体障害者相談員、公民館、図書館、いきいきプラザ、保健所、青少年育成委員等による既存施設利用に関するネットワークを構築します。</p> <p>イ 情報提供  情報誌の発行  地域の施設利用に関する情報誌の発行を図ります。</p> <p>国、県、市等の施設案内  各地域の施設を見学し、その情報の提供に努めます。</p>

### 3 緊急時の支援・対応(安全・安心・安住)

「安全・安心・安住」はみんなで支援し、みんなで守ります。

#### (1) 緑区の現状

緊急時とは、自然災害(山火事、地震、風水害等)、人災(火災、公害、交通事故等)、個人的な災害(病気や怪我、誘拐・痴漢などの犯罪被害等)と捉えることができます。

これらの緊急事態はいつ起こるか全く予想がつかないのが実状です。一度大規模な災害が起これば、その被害は測り知れないものがあり、時には命を失うことさえ起こってきます。

近年、各地で起こる災害に対して、災害時のあり方が多面的に検討されています。このことは緑区においても同じです。

第一は、各地域における「自主防災組織」づくりと、それに沿った住民意識の高揚と災害時の情報、初期支援活動内容が決められていなければなりません。現在緑区は、自主防災組織率が40%程度であり、その向上を図る必要があります。

第二は、災害時要援護者(高齢者・障害者(児)など)に対するきめ細やかな支援の方法です。一般住民とは別に、それぞれの人達にあった計画を立てておく必要があります。

第三は、災害時のボランティアの組織化と対応です。近年、災害による緊急時に対して、多くのボランティアが復旧や支援活動に参加しています。国民全体としての意識の高まりもみられます。緑区においても潜在的には支援者は多いと考えられます。災害時には、その人達の組織化と、対応マニュアルを作成しておくことが必要です。

第四は、高齢者など、弱者を狙った悪質な詐欺被害、こどもの誘拐・痴漢対策です。不審者に対しては、地域住民の目が光っているということ、地域が一体となって守っているという意思表示によって、不審者を入らせないという「連帯感のあるまちづくり」が大切です。

第五は、急に病気になったときの病院です。特に、乳幼児、高齢者は、夜間、休日等でも急に病気になることがあります。そのとき、受診出来る病院が区内にはありません。他区との連携を考慮して出来るだけ近くに救急医療病院の設置が望まれます。

第六は、「市区、消防署や医療機関とのネットワーク化」です。災害が起きた場合は、地域住民のみの支援には限界があるので、各機関との連携を密にして、どんな災害の時も、どこへまず連絡をするか、明確にしておく必要が



あります。

以上が緊急時における支援対応連携です。緑区においては、農村部の高齢化と過疎化の上昇、都市部住宅地の人口密集と高層マンション化、それに伴う住民同士の連帯感の希薄、これらの問題が現状として考えられます。

## (2) 緑区の課題

課題は、要支援者と支援者に分けて考えることが出来ます。緊急時には、要支援者は「誰が、どこへ、どのように、どうしたらよいか」という情報体制を確立しておくこと、支援者は「誰を、どんな方法で、どうするか」というマニュアルを作成し緊急時に即対応出来る体制を整えておくことが必要です。

### 地区フォーラムの主な意見

- 緊急な事態が起きたとき、不安を感じる。(障・高)
- 地震が起きたときは、誰に頼ればよいのか不安である。(障・高)
- 一人暮らしの人の緊急連絡方法を簡単に出来るようにして欲しい。(高)
- 病気になったときの連絡方法を役員(町内自治会長、民生委員・児童委員等)に知らせる方法がわからない。(障・高)
- 緊急時に簡単に活用出来る電話・ファックス等の情報が欲しい。(障・高)

対応が求められる具体的な課題		
要 支 援 者	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者(寝たきり、一人暮らしの高齢者)の把握が出来ていない。</li> <li>・ 緊急時の連絡先・連絡方法が分からない。</li> </ul>
	子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夜間・休日急病時に受診出来る病院が区内に無い。</li> <li>・ 緊急避難所に落ち着いていられる場所が必要。</li> </ul>
	障害者 (児)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者(児)の特性に応じ、連絡方法を確立する必要がある。</li> <li>・ 障害者(児)の実態把握が出来ていない。</li> <li>・ 緊急避難所に、電光掲示板の設置が望まれる。</li> <li>・ 地域の防災訓練に障害者の参加を呼びかけて欲しい。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性・子どもの問題として、犯罪被害(痴漢・暴行)への対策が必要である。</li> <li>・ 乳幼児・幼児を持つ母親が急病になったときの支援が必要。</li> </ul>

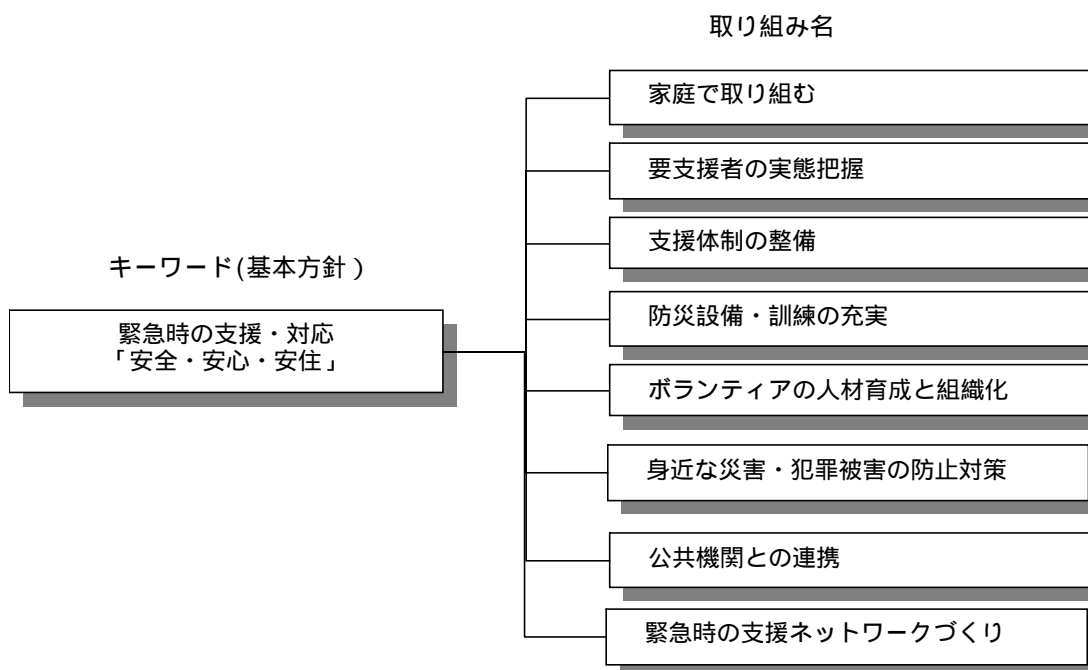
〈キーワード3 緊急時の支援・対応〉

支 援 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民の中で、医師、看護師、消防署員その他応急手当の出来る人、またその面の専門的知識を持った人を把握しておく必要がある。</li> <li>・ 緊急時に対応出来る地域内のボランティアの確保・連絡のあり方等の整備が必要である。</li> <li>・ 緊急時のため各町内自治会（集会所）または地区単位でレサシアン等を常備しておき、心肺蘇生法を実践出来る訓練・器具が必要である。</li> <li>・ 地域の中で緊急時に対する意識・関心の高揚が望まれる。</li> </ul>
-------------	---

**（3）緊急時の支援のための解決策**

緊急時には、支援の手が速やかに届くようにすることと、地域住民がいつでも援助出来る連帯意識を培っていくことが必要です。

そして、地域で出来るもの、地域と行政が連携して行うもの、行政に依頼して行うものに分け、実現可能なものから実施していくことです。



<p>取り組み名 ( )内は、要支援者</p>	<p>実施内容 = 解決策</p>
<p>家庭で取り組む (高齢者、子ども・障害者(児))</p>	<p>ア 緊急時に備える 日常から避難場所の確認や防災用品の準備をしておきます。 寝たきりや、一人暮らしの高齢者の緊急時に備え、緊急通報装置の設置や、安心電話を活用します。</p> <p>イ 向こう三軒両隣の意識 日常から近隣住民との交流を図り、緊急時にはお互いに助け合える関係をつくりましょう。</p>
<p>要支援者の実態把握 (高齢者・障害者(児))</p>	<p>ア 実態把握 町内自治会・民生委員児童委員協議会など、地域の機関が協力して、緊急時に支援を要する高齢者、障害者(児)などの実態把握に努めます。 プライバシーには十分な配慮が必要と思われます。</p> <p>イ 避難場所 緊急時に、「誰が、誰を、誰と、どこへ、どのように」避難場所まで誘導すればよいか確認をしておきます。</p>
<p>支援体制の整備 (高齢者、子ども・障害者(児))</p>	<p>ア 計画・立案 地域ごとに連絡網の作成に努め、緊急時に迅速な情報伝達や救助・避難誘導が行えるよう支援体制の整備をすすめます。また、要支援者のマップの作成に努めます。</p> <p>イ 情報伝達 避難場所を確認するためのチラシ等は、障害者(児)や高齢者など、要支援者に応じて、目・声でわかる伝達と応答の仕組みをつくり、地域住民に周知徹底を行っていきます。</p>
<p>防災設備・訓練の充実 (高齢者、子ども(寝たきりの高齢者・一人暮らしの高齢者) 障害者(児))</p>	<p>ア 自主防災組織の組織化の促進 地域における自主防災組織の組織化を促進し、食料や、備品の備蓄を進めます。</p> <p>イ 防災設備の整備 避難場所の設備(トイレ(障)、車椅子、水、食料、ベッド、防寒具、毛布、バスタオル、ミルク、医薬品、炊き出し器具、発電機等)の整備に努めます。</p>

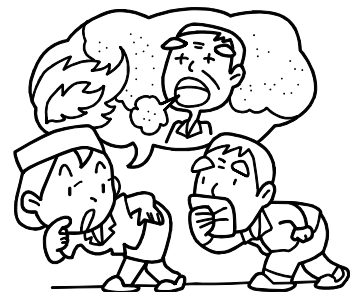
〈キーワード3 緊急時の支援・対応〉

<p>取り組み名 ( )内は、要支援者</p>	<p>実施内容 = 解決策</p>
	<p>ウ 防災訓練の充実 緊急時防災の基礎訓練の実施を行います。また、火災警報装置、文字放送受信機器、消火器など、防災訓練のための備品の整備に努めます。</p> <p>エ 防災知識の普及 防災キャンペーンを行うなど、広報活動を充実し、地域住民の災害知識の普及に努めます。</p>
<p>ボランティアの人材育成と組織化 (地域住民)</p>	<p>ア 組織化 救護所における支援の内容(炊き出し、食料配布、救援物資の仕分け・輸送など)を整理し、医療・看護ボランティアの受け入れ体制や組織化を検討します。</p> <p>イ 確保 災害時における高齢者、障害者(児)及び子どもの心のケアを行う心理カウンセラーや手話通訳者などの確保に努め、災害時におけるボランティア参加者の人材登録をすすめます。</p> <p>ウ 育成 地域の中で災害時におけるボランティア人材の育成に努めます。</p>
<p>身近な災害・犯罪被害の防止対策 (高齢者、子ども・障害者(児)・住民全体)</p>	<p>ア 身近な災害、犯罪被害の防止対策 防犯パトロール隊を組織し、地域住民に対し、声掛けや犯罪に対する注意を喚起し、犯罪の未然の防止に努めます。また、遊歩道・公園等に街路灯・防犯灯などの設置に努めます。</p> <p>イ 広報活動 商店、新聞配達員、郵便局員等への協力依頼もすすめながら、犯罪被害防止のためのポスター等による広報活動を行います。</p>
<p>公共機関との連携</p>	<p>ア 公共機関との連携 災害時に備え、日常より、日本赤十字社、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会の連携強化に努めます。</p>

取り組み名 ( )内は、要支援者	実施内容(解決策)
	イ 医療機関との連携 各医療機関との連携にも努めます。 ウ 各ボランティア活動団体との連携 さらに、各ボランティア活動団体との連携に努め、 災害時に備えます。
緊急時の支援ネットワークづくり (地域住民)	ア 組織化 地区ごとに事務所の設置をすすめるとともに、コーディネーターの配置に努めます。事務所は町内自治会の集会所のほか公共施設を利用し、電話、ファックス、コピー機、パソコン等の事務機器の整備に努めます。 イ 構成メンバー・活動 構成メンバーは、社協地区部会、町内自治会など既存のネットワークの横のつながりを重視することとし、定期的会合を開き、緊急時における地域の課題やその解決策について話し合います。

### 自主防災組織

自主防災組織とは、地震・火災等の災害から地域に住む皆様がお互いに協力しあい地域を守る、つまり「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを目的とした組織です。平常時から地域の協力体制等について、検討したり、定期的な訓練を実施したりします。



## 4 身近な生活支援（手伝い・助け合い・声かけ合いの輪を）

「困ったときは声をかけて」みんなで考え、みんなで助け合います。

### （1）緑区の現状

身近な支援とは、高齢者、子ども、障害者(児)、若い母親に対する生活、介護、届出、交通、買物、躰、学習、非行、暴力、子育て等の相談や依頼として捉えることが出来ます。

第一は、高齢者、特に一人暮らしの高齢者においては、行政の書類の届出など、その方法が分からないで困っている人がいます。最近、訪問販売や押し売り等で、相談する相手も無く、高額な買物をさせられてしまうケースも多くなっています。また、体が不自由になり、病院で診てもらいたいとか、デイサービスを利用したいとか、在宅介護を希望しても、「誰に、どのように」頼めばよいのか分からなくて、不安を抱えている現状です。特に都市化の進んだ地域では、アパートの一人暮らしなど引きこもりがちになっている人に対する対応が課題になっています。

第二は、子どもに対する支援です。学校が週五日制になり、週二日の休日があり、子どもにとっては自由な時間が多くなっています。この日を家族で過ごせる子どもは良いですが、両親共働きで一人にいる子どもは、家の中でゲームに熱中して過ごす子もいます。積極的にスポーツに参加することも無く、一日中無意味に過ごしている子どもたちための、行事等の開催が必要となってきました。子ども会行事が年々無くなり、親もその必要性を認めないという地域も多くなっています。

第三は、障害者(児)に対する支援です。健常者も障害者も知り合い、お互いに認め合う共生（ノーマライゼーション）の場が必要です。障害者(児)は、保育所（園）、幼稚園、小・中学校、高校と入園・入学に受け入れが少ないなど多くの課題があります。また、たとえ入学しても、施設は、障害者(児)に対応したものが十分に整っているとは限りません。障害者(児)の目から見ての課題を健常者が理解し、共に働きかけるという広がりが十分ではありません。

また、障害者(児)は、常に支援されるという立場ではなく、地域社会において、何が出来るのかを積極的に見出し、地域社会に溶け込む意欲も必要と考えます。

第四は少子化の問題で、現在の社会的問題です。核家族化、近隣住民との関係の希薄化の中で、母親の子育ての問題が出てきています。かつてはお年寄りや近所の人たちから聞いて解決したことが多くありました。今は、聞く人や話す人がいないということで、悩みを解決出来ないで児童虐待にまで発

展してしまうケースも多々報道されています。非行も同様の現状です。子どもや若い母親たちは地域が育て、地域が見守り、地域が実践するという地域教育力を育てなければなりません。それが緑区の現状として考えられます。

## (2) 緑区の課題

身近な支援の現状は、ア 高齢者に対しては生活、介護、集まり、届出、交通の支援、イ 子どもに対しては、地域による教育、運動、学びの支援、ウ 障害者(児)に対しては、健常者と障害者(児)の共生(ノーマライゼーション)と自立のための支援の他、若い母親に対する子育て支援などが、主な課題となっています。

### 地区フォーラムの主な意見

届出、書類、連絡など不便であったり、わからなかったりすることがある。  
(障・高)

入浴介護、在宅介護など受けたいがその方法がわからない。(障・高)

高齢者が気軽に集まれる場所がない。仲間づくりが出来ない。(高)

体力、気力がなくなり、外出が億劫になり、引きこもりがちになる。(高)

高齢者の地域参加が少なく、受け身的である。奉仕活動などに参加してもらい、生きがいを見出して欲しい。(高)

買い物に行きたいが遠くてつい億劫になる。(高)

家庭内での虐待や暴力防止に対する手助けを考えて欲しい。(高・保)

子育てに不安を感じているお母さんが多い。(保)

要支援者	対応が求められる具体的課題
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通院、通所時の移動が困難。</li> <li>・ 定期的に在宅で血圧検診を受けたい。</li> <li>・ 生活関連(買物、掃除、洗濯、ゴミ出し、理容等)の支援。</li> </ul>
子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土曜日に勉強したいなど、学びの場の確保。</li> <li>・ 気軽にスポーツが出来る場を教えてくれる人が必要。</li> <li>・ 図書館に行きたいけど一人で行けない。また、調べる方法を教えてくれる人がいるといい。</li> <li>・ 両親が共働きなので、どこへも行けない。</li> </ul>

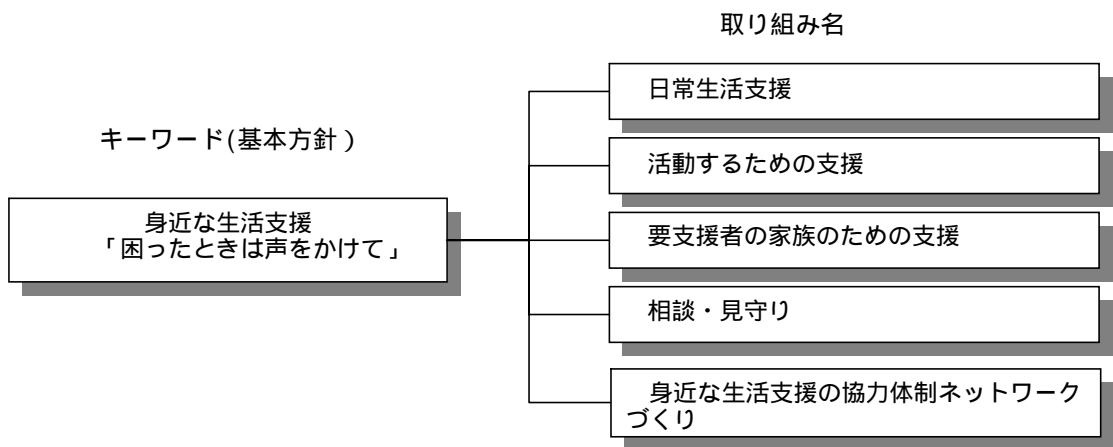
〈キーワード4 身近な生活支援〉

障害者 (児)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通院、通所時の移動が困難である。</li> <li>・ 障害者トイレが設置されていないところがある。</li> <li>・ 保育所(園)、幼稚園の入園を支援して欲しい。</li> </ul>
母子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育てで悩んでいる。</li> <li>・ 地域で話し合う人、場の確保が必要。</li> <li>・ 子どもルーム時間外の保育支援。</li> </ul>

**(3) 身近な生活支援のための解決策**

要支援者の側から出来事に対し、気軽に相談し、声をかけられる、支援者側は快く引き受け、そのことを実行してあげる。身近なふれあいの人間関係のある地域社会でなくてはなりません。何事においても、人に頼むことは気兼ねするものです。その壁をなくすことが、身近な生活支援には一番大切なことです。そして、孤立の予防や安全の確保を図り、家族の機能を社会的に代替または補完し、生活するうえでの自立を援助することが、目的になります。

解決策の実施内容を実現するためには、一つ一つの事柄がばらばらに行われるのではなく、総合的に対処することが大切です。





<p>取り組み名 ( )内は、要支援者</p>	<p>実施内容 = 解決策</p>
<p>日常生活支援 (高齢者、障害者(児))</p>	<p>ア 生活関連支援 買物、掃除、洗濯、布団干し、庭の草取り、ゴミ出しなどの日常の家事を行うことが困難な高齢者や障害者(児)に対し、家事支援を行います。また、簡単な血圧測定や散歩など健康増進活動についても支援します。</p> <p>イ 通院・通所支援 一人で病院や福祉施設へ出向くことが困難な方に対し、送迎などの支援を行います。</p> <p>ウ 日曜大工 住宅の簡単な補修など、日曜大工的な支援を行います。</p>
<p>活動するための支援 (子ども、障害者(児))</p>	<p>ア 障害者(児)の手づくり製品の展示、即売支援 地域住民などが社協地区部会、町内自治会、関連施設などと協力して、定期的にバザーを開催し、障害者(児)の手づくり製品などの展示、即売を行うことを支援します。</p> <p>イ 子ども会活動支援 青少年育成委員会や町内自治会、学校などと協力して地域の子どもの会の活動を支援します。</p> <p>ウ 学び・遊びの支援 土曜日、日曜日など、学校が休日の場合に、子どもたちの学習の支援を行います。また、遊び方を教えるなど、地域の子どもの健全な育成に対する支援を行います。</p> <p>エ コミュニケーション支援 障害者(児)が活動するために必要なコミュニケーションの確保のため、手話、要約筆記、点訳などのサービスの提供、拡充に努めます。</p>
<p>要支援者の家族のための支援 (子育て中の親、障害者(児)や高齢者を介護している家族)</p>	<p>ア 乳幼児の一時預かり支援 親が、不意の用事やどうしてもやりたいことがある場合に育児経験のある近所の人々などが乳幼児を預かるなど、子育て中の親の支援を行います。</p>

〈キーワード4 身近な生活支援〉

<p>取り組み名 ( )内は、要支援者</p>	<p>実施内容 = 解決策</p>
	<p>イ 障害者(児)の家族の支援 障害者(児)の外出などを介助し、その家族に一時的な休息あるいは用事を済ませる時間を提供出来るよう努めます。</p> <p>ウ 時間外の保育支援 子どもルームや保育所の時間外に、子どもを預かるなどの支援を行います。</p>
<p>相談・見守り (高齢者、子ども、障害者(児)、母子)</p>	<p>ア 見守り 郵便局や新聞販売店などとも協力して、電話や訪問により、単身の高齢者や高齢者のみの家庭の安否確認を行います。</p> <p>イ 子育て相談 子育て経験者などが、子育て中で育児に不安を持つ母親、若い夫婦の相談に応じ、アドバイスを行っていきます。</p> <p>ウ 相談会・講習会の開催 発育、発達、躰など子育てへの不安感、負担感、悩みを解消するために、専門カウンセラーやアドバイザーを招へいし、相談会・講習会を開催するよう努めます。</p> <p>エ まちの安全点検 安全で住みよいまちづくりのために、住民みんなが意識を持って、まちの安全点検を行い、不具合箇所の改善を行います。また、福祉マップの作成を図り、地域における福祉関係の情報の利便性向上に努めます。</p> <p>オ 不登校児に対する相談・学習支援 カウンセラーやアドバイザー及び学校とも連携を図り、不登校児に対する相談・学習支援体制の整備に努めます。</p>
<p>身近な生活支援の協力体制ネットワークづくり</p>	<p>ア 組織化と活動 地区ごとに構成メンバーを選出し、身近な生活支援のための、協力ネットワークを組織化、活動を展開します。</p>

取り組み名 ( )内は、要支援者	実施内容 = 解決策
	<p>イ 活動分野別の総合支援ネットワークの構築 住民、社協地区部会、町内自治会などの地域団体、ボランティア、学校、保健・医療機関、公的機関等の組織の横のつながりの構築を図ります。</p> <p>ウ ボランティア及びコーディネーターの養成 支援を行うスタッフ（ボランティア）の専門知識及び技術のレベルアップと専門機関への橋渡しが出来る人的支援を確保に努めます。</p>

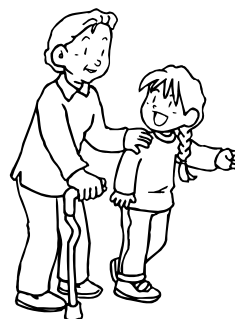
### 民生委員・児童委員

地域住民の福祉向上のために、昭和23年に制定された民生委員法に基づいて厚生労働大臣が委嘱する奉仕者で児童福祉法による児童委員も兼ねています。子どもや家庭のこと、地域のことなどを皆さんと一緒に考えサポートしています。また、困ったことや心配ごと、支援を必要とする相談には、住民の立場に立って対応し、福祉サービスに関する情報の提供や、行政や社会福祉施設、社会福祉に関する活動を行う人などとの連携で問題解決のお手伝いもします。現在、千葉市で約1,400名の方が活動を行っています。

### 青少年育成委員

地域社会に根ざした自主的団体として、地域社会の総力を結集し、青少年の健全育成を図ることを目的として活動しています。

青少年の余暇を利用したの文化的・スポーツ的な諸行事の実施や、青少年に有害な社会環境浄化のための非行防止及び啓発活動、青少年問題に関する地域的な広報誌の発行、地域の各種団体の連絡調整活動などを行います。



## 5 交通対策(気軽に便利に行動を)

「外出は心のオアシス」一人でも気軽に出かけられるために

### (1) 緑区の現状

交通対策とは、鉄道、バスの公共輸送機関をいい、その機関の施設の整備改善と運行に対する要望です。また、公共道路に関する安全歩行のための信号、ガードレールなどの整備改善、段差の解消等、高齢者、障害者(児)を中心とした人達が安心して利用するための整備改善です。ここでいう交通対策での交通機関は、通勤・通学を対象とするものでなく、高齢者、子ども、障害者(児)及び一般市民が利用する移動手段を中心として捉えています。

緑区の主な駅は、JR 鎌取、誉田、土気駅、京成学園前駅、おゆみ野駅です。誉田駅は橋上化がおこなわれ、現在改修中です。鎌取、土気駅はエレベーターが設置され不便が解消されています。おゆみ野駅にはエレベーターの設置はありません。

バス路線の運行についての現状を考えてみます。緑区の主な公共施設、保健・福祉施設、商業施設は鎌取を中心とした地域にあります。いきいきプラザは誉田地区にありますが、交通の不便なところにあり、車を運転出来る人でないと、利用が困難です。上記の施設を利用するには、バスに頼るしかありません。バス路線は便数が少なく、地域によっては土・日曜日は全面運休もあります。また、目的地まで乗り換えしなければならないということで、公共施設、病院、商業施設が近くても不便を感じているのが現状です。

現代は車社会と言われ、2～3台ある家もあります。しかし、高齢者、子ども、障害者(児)はその恩恵によくしていません。この人達は運転をすることが困難な場合が多く、これでは、外出するのが億劫となってしまうのが現状です。

生活をする上では、身の出来事の処理、食料品等の買い物、学び、趣味への参加、地区行事への参加、情報収集と何かと雑事が多いものです。これらを一人で行うにはバスの利用は欠かせません。仮に定期的に巡回バスが利用出来るなら、計画も立てられますが、現状では不可能であり、それが、緑区の大きな課題です。

外出をすることは、人とのふれあい、出会いであり、生活の情報を得ることであり、様々な知識を得る喜びがあります。それによって、生きることの充実を味わうことが出来ます。心のオアシスが生まれることになります。緑区は、高齢者などが気軽に出かけられる交通対策が望まれる地区です。

**(2) 緑区の課題**

交通対策の現状は、ア 交通バリアフリー化の促進 イ 公共機関等への移動手段の確保が主な課題です。

**地区フォーラムの主な意見**

バスの運行回数が少ない。土・日曜・祝日はカットされている。(高)  
 気軽にまちに出たい気持ちはあるが乗り物の回数が少ない。(高)  
 大通りは交通量が多く、危険なことが多い。(子・高)  
 歩道と車道の区別のない場合歩きにくい。(子・高)  
 車道と歩道との段差があり、車椅子利用者は不便。(障・高)  
 ガードレールが不足しており、安全でない。(子・障・高・保)  
 電柱や標識の歩道内設置、バリアフリー化の推進。(子・障・高・保)

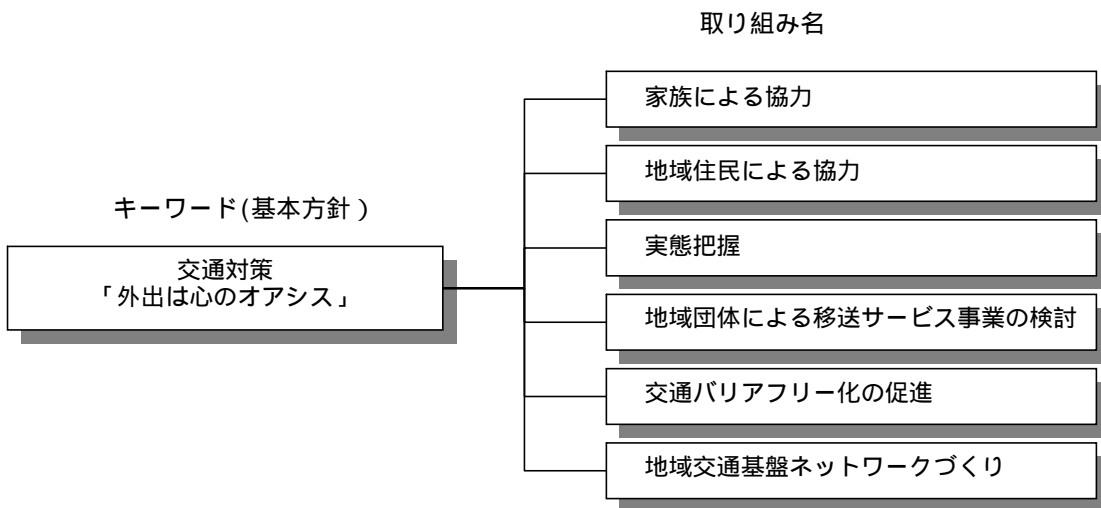
要支援者	対応が求められる課題
住民全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR、京成各駅にエレベーター、エスカレーターの整備。</li> <li>・ U字溝のふたの穴の解消。</li> <li>・ 歩道照明の整備。</li> </ul>
子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道で自転車走行出来るようにする必要がある。</li> <li>・ 区図書館へ巡回バスがあると子どもだけで利用出来る。</li> <li>・ 通学路の安全確保(ガードレールの設置)。</li> </ul>
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乗降を便利にするため、ノンステップバスの導入を促進する必要がある。</li> <li>・ 病院・施設等の巡回マイクロバスの運行。</li> <li>・ 公共施設の近くに停留所を設置が求められている。</li> <li>・ 駅・公共施設に誘導スロープの設置。</li> </ul>
障害者(児)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点字ブロック、音声誘導システム、音声式信号が十分でない。</li> <li>・ 歩道上の障害物(放置自転車など)の撤去。</li> <li>・ 車椅子同乗、ノンステップバスの導入。</li> </ul>

### (3) 交通対策の解決策

交通対策を解決するために、最も重要なことは、高齢者や障害者(児)が出来るだけ自分の事は自分で処理解決出来る方法をつくってあげることです。また、家にこもりがちな人達を外の雰囲気に触れさせることによって、働くこと、人のためになる場所を得、生きる喜びを感受させることです。

地域巡回バスの導入など、交通対策は、地域だけで解決出来る問題ではありません。解決にあたっては、関係機関及び事業者との話し合いによって、解決の道筋を探っていかなければなりません。

それには、地域住民による総合的な地域交通基盤整備のため、地域住民を中心として、運輸関係業者や商業施設、医療機関、福祉施設及び各種専門家などによる「地域交通基盤ネットワーク」の組織化を図り、住民の声として、行政側に提案していく必要があります。行政も、住民の声を取り上げ、区としてどうあるべきかを長期的展望に立って考えていくことが求められます。



<p>取り組み名 ( )内は、要支援者</p>	<p>実施内容 = 解決策</p>
<p>家族による協力 (高齢者、子ども、障害者(児))</p>	<p>ア 移動手段の提供                      まずは、家族による協力が何よりも不可欠です。外出したくても、自力では出られず、家族に助けてもらいたくても、忙しいからと、家族に遠慮しているケースも多いようです。身近な家族で協力をしましょう。</p>
<p>地域住民による協力 (高齢者、子ども、障害者(児))</p>	<p>ア 移動手段の提供                      地域住民が、高齢者、子ども、障害者(児)の移動に協力するよう努めます。                      ただし、移送を行う場合、万一の事故にあった際の保障制度の整備が求められます。</p>
<p>実態把握 (高齢者、子ども、障害者(児))</p>	<p>ア 要支援者の実態把握                      各町内自治会で、高齢者、子ども、障害者(児)の交通手段に対する利用希望状況の把握に努めます。</p>
<p>地域団体による移送サービス事業の検討 (高齢者、子ども、障害者(児))</p>	<p>ア 地域団体による移送事業サービス                      NPO、ボランティア団体、社協地区部会などによる会員制や福祉有償運送などの形態による移送サービスの導入を検討します。</p> <p>イ 諸経費、交通事故対策                      移送サービス事業にかかる維持、運営のための諸経費の確保、交通事故等対策、保険の加入について検討します。</p>
<p>交通バリアフリー化の促進 (高齢者、障害者(児))</p>	<p>ア 公共交通機関のバリアフリー化                      駅舎等のエレベーター、エスカレーターの設置に努めます。                      ノンステップバスの導入・整備に努めます。</p> <p>イ 歩道等のバリアフリー化                      だれもが安全・安心に通行出来るよう、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置などを推進します。                      歩道上の障害物(放置自転車、たて看板など)の解消に努めます。</p>

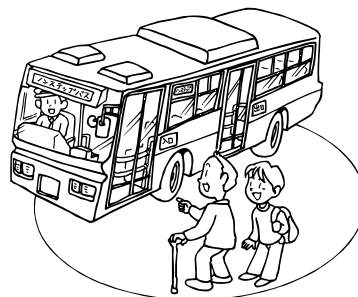
〈キーワード5 交通対策〉

取り組み名 ( )内は、要支援者	実施内容 = 解決策
地域交通基盤ネットワークづくり (地域住民)	<p>ア 組織化 地区ごとに構成メンバーを考え、その選出と組織化を行います。</p> <p>イ 活動 住民の声として、行政側に交通課題の改善策を提案していきます。</p> <p>ウ 行政の役割 住民の声を受け、例えば、事業者に対し、バス路線の見直しなどの協力を求めています。</p>

NPO

エヌピーオー【nonprofit organization】非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体です。地域社会あるいは地域を越えた多様な課題を解決するという社会的使命(ミッション)や価値観に基づき、自主的、自発的に行動しています。活動分野は、福祉、保健、医療、環境、まちづくりなど様々です。

現在、千葉市内で約1,400名の方が活動を行っています。





## 第6章

# 計画の推進に向けて



「緑区地域福祉計画」は、その策定がゴールではなく、スタートです。いか  
にして、計画を実行していくことが出来るのかが、ポイントになります。

本計画では、以下の通り、基本理念を定めています。

**「区民一人一人が手を結び合い、心あたたまる地域の活性化を  
めざし、住みよいまちを創造していく」**

計画の取り組みの実現のためには、区民をはじめ、保健福祉に関する活動を行  
っている地域団体、ボランティア団体、NPO、民生委員・児童委員、福祉  
施設従事者、企業等、地域に関わる担い手が、それぞれの役割を持ちながら、  
連携を図り、取り組みを推進していくことが、期待されます。

## 1 緑区地域福祉計画推進のための方向

### (1) 緑区地域福祉計画の周知

緑区地域福祉計画推進のためには、まず、緑区民を始め、地域団体等地域  
福祉の担い手が計画を知ってもらうことが重要です。自助（自分たちで出来  
ること）・共助（地域で出来ること）・公助（行政がやるべきこと）に対する  
理解を深め、より多くの区民がこの計画の取り組みに参加してもらうことが  
大切になります。広報・PRを通じて、本計画の区民への周知徹底を図りま  
す。

### (2) 地域福祉協力ネットワーク

地域では、町内自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、老人クラ  
ブ、NPO、ボランティア団体など、様々な団体等が、小学校区・中学校区  
といった小さな地域単位、または、高齢福祉・障害者福祉・子育て・健康・  
教育・防災など目的別に活動を行っています。

これら地域福祉の担い手（別表1）が、十分な意見調整を図って、情報交

換・情報の共有を行い‘横のつながり’を構築することにより、活動に際しての問題点・悩みを解決するための情報提供を行います。取り組み事例を収集し共有する事によって、これから取り組む地域での参考、新たな地域での取り組みのきっかけづくりとします。共同による取り組みを実践します。これらによって、緑区地域福祉計画の実現及び緑区地域福祉の向上を図ります。

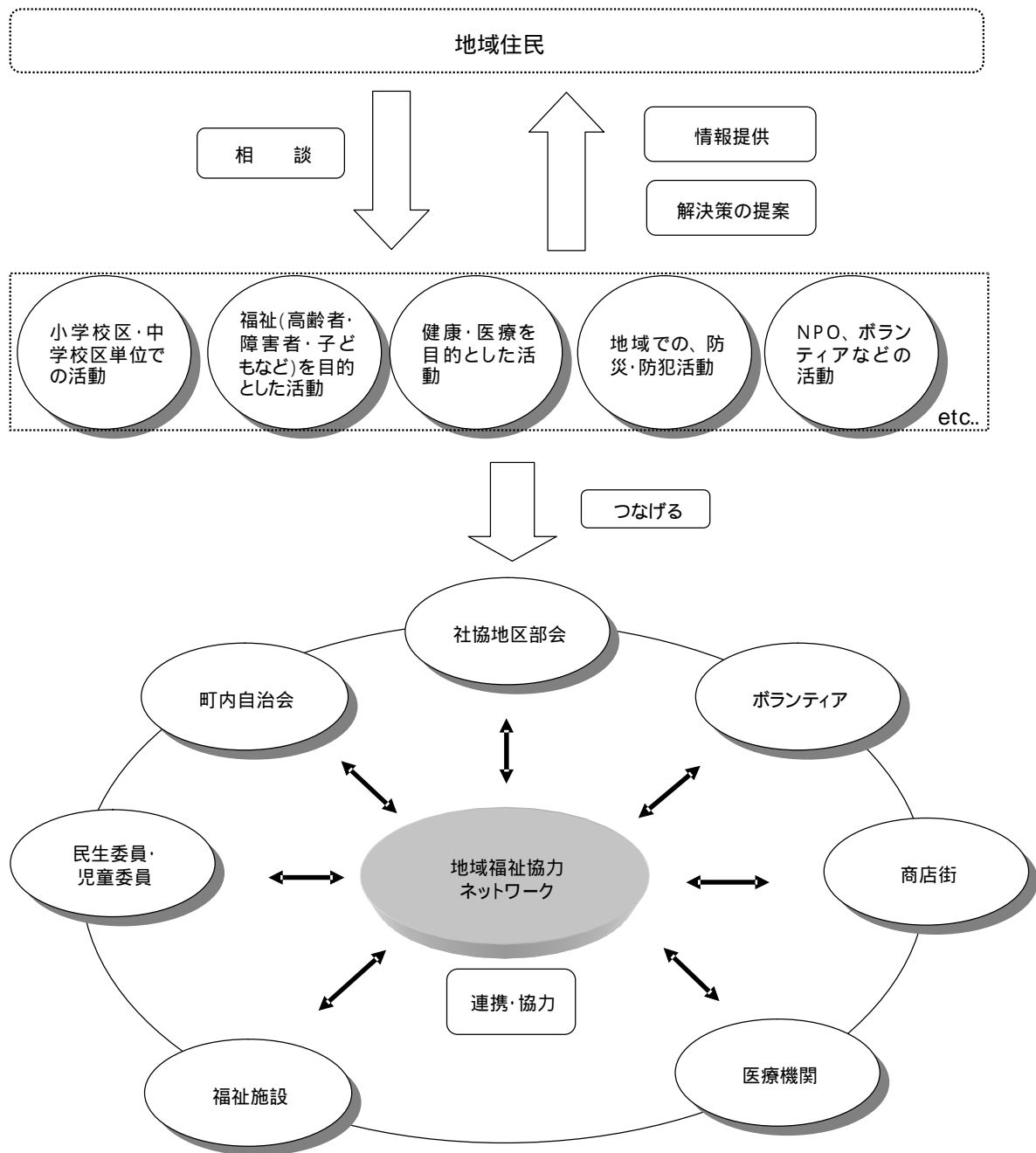
(3) コーディネーター機能

地域住民の要望や生活課題を、それを解決に“つなげる”ためのコーディネーターの設置が望まれています。緑区地域福祉の推進のため、区民によるコーディネーターの設置をめざします。その機能として、  
 地域での相談機能を充実します。  
 暮らしのニーズ調査を行います。  
 地域住民の要望や課題を集約し、実現に向けての対策を立案します。  
 地区住民に福祉に関する情報を提供します。  
 地域福祉の担い手、ネットワークへつなげるための連絡調整を行います。

【別表1】

区分	名称	区分	名称
地域住民	地域住民	運輸関係	各鉄道輸送関係会社
	ボランティア(個人)		各バス輸送会社
地域住民(団体)	民生委員児童委員協議会	その他	各タクシー-会社
	社協地区部会		銀行
	町内自治会		郵便局
	ボランティア(団体)		農協
	自主防災組織		商店街
	NPO		コンビニエンスストア
	老人クラブ		幼稚園
	自主防犯組織		交通安全協会
	精神障害者地域家族会		青少年育成委員会
	子供会		行政
婦人会	学校(小・中・高等学校等)		
医療・福祉機関	各福祉施設	警察	
	病院等各医療機関	消防	
	保育園	保育所	

【地域福祉協力ネットワークイメージ図】



なお、表及びイメージ図は、あくまで地域の活動を行う様々な団体・組織（担い手）の一例です。生活課題や具体的な取り組みを行う上で、それぞれ地域によって結びつくは団体・組織は異なると思われます。

## 2 緑区地域福祉計画推進協議会（仮称）の設置

### （1）目的

地域福祉計画の事業等の進捗状況を確認するとともに、今後の取り組みについての議論を行うなど、緑区地域福祉計画の円滑な推進を図るため、緑区地域福祉計画推進協議会（仮称）を設置します。

### （2）協議事項

緑区地域福祉計画推進協議会（仮称）は、地域関係者の情報交換により計画に基づく取り組みについての議論を行うほか、関係者間の連絡調整を行います。

地域福祉計画取り組み状況の把握

地域福祉の活動団体間の情報交換、連絡調整

行政機関や社会福祉協議会との連絡調整

地域福祉計画に関する広報、情報の提供

### （3）緑区地域福祉計画推進協議会の委員構成

委員は、地域住民(公募)、町内自治会、民生委員・児童委員、社協地区部会、老人クラブ、NPO、ボランティア団体、社会福祉事業者、学校関係者などから幅広く選定します。



(写真) 合同フォーラムの様子

# 資料編

各施設一覧は、平成17年10月1日現在のデータを掲載しています。

幼稚園、保育所（園）一覧 （平成17～19年度千葉市民便利帳より抜粋）

地区	区分	保育所・保育園・幼稚園名	所在地
誉田	保育所	誉田	誉田町2 - 298
	保育所	平山	平山町138
	幼稚園	こざくら	平山町65 - 1
	幼稚園	白梅	誉田町2 - 24
	幼稚園	聖母マリア	辺田町552
	幼稚園	ほまれ	誉田町1 - 1007
椎名	保育園	ふたば	刈田子町308 - 10
土気	保育所	土気	土気町1626
	保育園	ナーセリー鏡戸	あすみが丘4 - 21 - 1
	保育園	わかくさ	大椎町1199 - 2
	幼稚園	鏡戸	大木戸町428 - 1
	幼稚園	あすみ中央	あすみが丘6 - 23 - 2
	幼稚園	土気中央	土気町1630 - 7
おゆみ野	保育園	おゆみ野	おゆみ野2 - 7
	保育園	明和輝	おゆみ野中央7 - 30
	幼稚園	おゆみの	おゆみ野4 - 30
	幼稚園	花水木	おゆみ野中央6 - 13 - 1

地域子育て支援センター

子育ての不安、悩みなどの育児相談や子どもたちのふれあいの場として利用できます。

地区	施設名称	所在地
おゆみ野	ふれあいひろば・輝	おゆみ野中央7 - 30明和輝保育園内



## 小学校一覧

地区	小学校名	所在地	特殊学級設置の有無 通級指導教室を含む
誉田	平山	辺田町 1 4 1	
	誉田	誉田町 1 - 2 7	
	誉田東	誉田町 2 - 2 1 - 8 4	通級指導教室のみ
椎名	椎名	茂呂町 5 8 2	
土気	土気	土気町 1 6 3 4 - 2	
	土気南	あすみが丘 4 - 1 6	
	あすみが丘	あすみが丘 6 - 2	
	大椎	あすみが丘 6 - 3 8	
	大木戸	大木戸町 3 1 7	
	越智	越智町 7 0 5 - 3 5 9	
おゆみ野	有吉	おゆみ野 1 - 5 3	
	小谷	おゆみ野 4 - 4 5	
	扇田	おゆみ野中央 1 - 2 6	
	泉谷	おゆみ野中央 4 - 3	
	金沢	おゆみ野南 5 - 3 1	
	おゆみ野南	おゆみ野南 4 - 2 6	

## 中学校一覧

地区	中学校名	所在地	特殊学級設置の有無
誉田	誉田	誉田町 1 - 1 3 8	
土気	土気	土気町 1 4 0 0	
	土気南	あすみが丘 4 - 3 8	
	大椎	あすみが丘 8 - 2 6	
	越智	越智町 6 5 1	
おゆみ野	有吉	おゆみ野 2 - 4 1	
	泉谷	おゆみ野中央 4 - 2	

子どもルーム一覧

地 区	子どもルーム名	所 在 地
誉田	誉田小学校	誉田町 1 - 2 7
	誉田東小学校	誉田町 2 - 2 1 - 8 4
椎名	椎名	富岡町 2 9 0 - 1
土気	あすみが丘	あすみが丘 4 - 1 9 - 1
	大椎	あすみが丘 6 - 5 0 - 2
	土気	あすみが丘 1 - 4 4
	大木戸小学校	大木戸町 3 1 7
おゆみ野	おゆみの	おゆみ野 1 - 2 3 - 1
	小谷	おゆみ野 4 - 3 0
	おゆみの中央	おゆみ野中央 4 - 2 2 - 1
	おゆみ野南小学校	おゆみ野南 4 - 2 6
	金沢小学校	おゆみ野南 5 - 3 1
	扇田	おゆみ野有吉 3 - 1

障害児デイサービス及び日中短期入所施設一覧

(平成17年10月1日版千葉市支援費制度事業者台帳より抜粋)

地 区	施設名称	所 在 地	児童 デイサービス	日中短期入所 (児童)
誉田	晴山苑	鎌取町2810 - 23		
	愛育園	誉田町1 - 45 - 2		
	陽育園	誉田町1 - 45 - 2		
	しいのみ園	高田町1953 - 1		
	エルピザの里	高田町149 - 2		
	アガペの里	高田町109 - 2		
土気	ガーデンセブン	大木戸町1423 - 5		
おゆみ野	あすたあ おゆみ野	おゆみ野有吉30 - 1		

日中短期入所は、宿泊を伴わない短期入所です。

## 主な高齢者関連施設

### (1) 在宅介護支援センター

在宅の要介護高齢者等またはその家族等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に、24時間体制で応じます。

地区	施設名称	所在地
誉田	裕和園	高田町1084
誉田	けやき園	鎌取町75-1
土気	千寿苑	大木戸町1200-73

### (2) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者等が入所する施設です。介護保険で要介護1～5と認定された方が入所する施設です。希望施設へ直接申し込みます。

地区	施設名称	所在地	定員
誉田	ときわ園	平川町1731	80人
誉田	誉田園	高田町1790-1	50人
誉田	裕和園	高田町1084	155人
誉田	けやき園	鎌取町75-1	70人
土気	千寿苑	大木戸町1200-73	65人

### (3) 介護老人保健施設（老人保健施設）

要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、医学的管理の下における看護、介護、および機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行う施設です。希望する施設に直接申し込みます。

地区	施設名称	所在地	定員
誉田	ケアセンターけやき園	鎌取町81-1	100人
誉田	コミュニティ広場うぐいす園	高田町1784-2	80人
誉田	総和苑	高田町1084	100人
椎名	おゆみの	大金沢町364-1	100人

## 高齢者関係施設

### (4) 軽費老人ホーム

家庭の事情などにより、居宅での生活が困難な60歳以上の健康な方のための施設です。ただし、寝たきりの方は入所できません。希望施設へ直接申し込みます。

地 区	施設名称	所 在 地	定 員
誉田	ほんだくらぶ	高田町401-16	100人

### (5) ケアハウス

自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、または独立して生活するには困難な60歳以上(夫婦で入居の場合は、一方が60歳以下でも可)の方で、家族の援助が受けられない場合に入居する施設です。希望施設へ直接申し込みます。

地 区	施設名称	所 在 地	定 員
誉田	グリーンユウワ	高田町1060-108	50人
誉田	誉田園	高田町1791	50人
誉田	けやき園	鎌取町75-1	30人
土気	千寿苑	大木戸町1200-73	15人

### (6) 有料老人ホーム

60歳以上の健康な高齢者で、所得が比較的高い人を対象とした施設です。希望施設へ直接申し込みます。

地 区	施設名称	所 在 地	定 員
土気	ハーモニーライフ千葉	あすみが丘8-1-6	50人
土気	ラ・ナシカあすみが丘	あすみが丘8-37-10	45人
おゆみ野	鎌取ケアコミュニティ・そよ風	おゆみ野3-26-3	42人
おゆみ野	サニーライフおゆみ野	おゆみ野2-17-1	78人

## (7) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の要介護者が、5～9人で共同生活をしながら、介護スタッフが食事、入浴、排泄などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

「要介護1」以上の方が利用できます。

地区	施設名称	所在地	定員
誉田	暮らしの里	大膳野町4-141	18人
誉田	グループホームかえで	高田町1084-2	18人
椎名	グループホームつどい「根本家」	椎名崎671-3	18人
土気	アット・ホームケアあすみが丘	あすみが丘9-55-5	18人
土気	グループホームあさぎり	大木戸町1200-69	18人
土気	グループホームきらめいと土気	土気町446-6	18人
おゆみ野	グループホーム「うさぎとかめ」おゆみ野	おゆみ野4-17-7	17人
おゆみ野	レビーグループホームおゆみ野苑	おゆみ野南6-48-2	18人

## (8) いきいきプラザ

60歳以上の方が、健康で生きがいのある生活を送れるように、健康増進やレクリエーションの設備を備えた施設です。各施設では、各種の高齢者福祉講座を開講しています。また、日常生活の悩み事や健康の相談にも応じています。市民の方は、シルバーカード（身分証も可）をお持ちいただければ無料で利用できます。

地区	施設名称	所在地
誉田	緑いきいきプラザ	誉田町2-15-65

## (9) 指定訪問看護ステーション

居宅要介護者等に対し、その方の居宅において療養上の世話または必要な診療の補助を看護師等が行います。

地区	施設名称	所在地
誉田	誉田訪問看護ステーション	高田町1084
誉田	鎌取訪問看護ステーション	鎌取町81-1
土気	土気訪問看護ステーション	土気町1632-6
土気	訪問看護ステーション坂の上外科	土気町311

## 障害者関係施設

### 主な障害者(児)関連施設

#### (1) 身体障害者更生施設

身体障害者を一定期間入所させて、適切な医学的、心理学的管理のもとに機能訓練、職能訓練並びに日常生活に必要な生活指導や作業指導を行い、社会復帰を促進する施設です。(支援費制度の申請が必要です。)

地区	施設名称	所在地	定員
誉田	更生園	誉田町1-45-2	90人

#### (2) 身体障害者授産施設

身体障害者で雇用されることが困難な者等を入所させ、施設内で自活させる施設です。(支援費制度の申請が必要です。)

地区	施設名称	所在地	定員
土気	セルフ・ガーデンハウス	大木戸町1423-3	30人

#### (3) 身体障害者通所授産施設

身体障害者で、雇用されることが困難な者などを通所させて必要な訓練を行い、かつ職業を与え、自立を促進する施設です。(支援費制度の申請が必要です。)

地区	施設名称	所在地	定員
土気	セルフ・ガーデンハウス	大木戸町1423-3	5人

#### (4) 身体障害者小規模通所授産施設

身体障害者通所授産施設のうち、常時利用する者が10人以上20人未満の施設です。

地区	施設名称	所在地	定員
誉田	鎌取福祉作業所 つばさの家	鎌取町2810-8	19人

## (5) 身体障害者療護施設

身体障害者であって、常時介護を必要とする者を入所させて、治療および養護を行う施設です。(支援費制度の申請が必要です。)

地 区	施設名称	所 在 地	定 員
誉田	晴山苑	鎌取町 2 8 1 0 - 2 3	入所 8 0 人 通所 4 人

## (6) 知的障害者更生施設

18 歳以上の知的障害者を入所または通所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導および訓練を行う施設です。

地 区	施設名称	所 在 地	定 員
誉田	エルピザの里	高田町 1 4 9 - 2	入所 6 0 人 通所 2 0 人
誉田	しいのみ園	高田町 1 9 5 3 - 1	5 0 人
誉田	アガペの里	高田町 1 0 9 - 2	4 0 人
土気	ガーデンセブン	大木戸町 1 4 2 3 - 5	4 0 人

## (7) 知的障害者小規模通所授産施設

18 歳以上の知的障害者であって、雇用されることが困難な者を入所(通所)させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設です。(支援費制度の申請が必要です。)そのうち、常時利用する者が 10 人以上 20 人未満の施設です。

地 区	施設名称	所 在 地	定 員
誉田	鎌取福祉作業所 めぶきの家	鎌取町 2 8 1 0 - 8	1 9 人

## 障害者関係施設

### ( 8 ) 心身障害者ワークホーム

一般家庭の居室などを利用して、在宅の心身障害者が軽作業などをおして集いふれあうことで、社会参加の促進を図るものです。

地 区	施設名称	所 在 地	定 員
誉田	里山の仲間たち	辺田町 5 9 8 - 2	8人
誉田	銀河舎	誉田町 1 - 2 0 1	15人
誉田	第二銀河舎	誉田町 1 - 2 0 1	10人
誉田	笑顔	誉田町 2 - 2 1	8人
土気	あすみが丘	あすみが丘 6 - 3 4 - 4	9人

### ( 9 ) 知的障害者地域生活援助（グループホーム）

地域において共同生活を営むのに支障のない知的障害者に対し、共同生活のための住居を提供し、食事の提供相談、その他の日常生活上の援助を行うものです。（支援費制度の申請が必要です。）

地 区	施設名称	所 在 地	定 員
土気	中野ホーム	あすみが丘 5 - 9 - 2	4人
土気	第二中野ホーム	土気町 1 5 9 6 - 7	4人

### ( 1 0 ) 知的障害者生活ホーム

知的障害者で、独立した生活を求めている方や家庭での養育が困難な方に対し居室などを提供し、日常生活および社会適応に必要な各種援助を行うものです。

地 区	施設名称	所 在 地	定 員
土気	あしたばホーム	土気町 1 5 1 3 - A - 1	6人
土気	第二あしたばホーム	土気町 1 5 1 3 - A - 1	4人

### ( 1 1 ) 精神障害者生活訓練施設

精神障害のため日常生活を営むのに支障がある者を一定期間入所させて、訓練や指導を行い、社会復帰を促進する施設です。

地 区	施設名称	所 在 地	定 員
誉田	こころの風 元気村	高田町 1 7 8 9 - 1	20人



( 1 2 ) 精神障害者共同作業所

在宅の精神障害者が軽作業等を通して働く意欲の増進を図るとともに、社会復帰の促進を図る施設です。

地 区	施設名称	所 在 地
誉田	たけの子工房	辺田町 1 2 0 - 4

緑区地区フォーラム委員名簿

緑区地域福祉計画地区フォーラム 委員名簿（敬称略）

フォーラム	グループ	委員氏名	担当	区策定委員会
誉田	A	浅川 園	サブリーダー	区策定委員
		大土 正照	作業部会員	区策定委員
		金子 美孝		
		鴨 省次郎	副委員長	区策定委員
		篠原 秀夫		
		土肥 美幸		
		中込 松男		
		蓮見 哲子		
		林 みね子		
	B	石井 早苗		
		大槻 勝三	委員長	区策定委員
		落合 元和		
		鈴木 彦次		
		島貫 加奈		
		田口 和幸	サブリーダー	区策定委員
		徳田 重雄		
		横田 能治	作業部会員	区策定委員
椎名		岩井 章敏		区策定委員
		岩崎 栄則	副委員長	
		大野 澄江		
		岡本 博幸	委員長	区策定副委員長
		金杉 亮子		区策定委員
		川村 悦子		区策定委員
		篠原 郁子		区策定委員
		平山 ひろ子		
		高澤 茂		
		永瀧 重夫		
		本田 英作	作業部会員	区策定委員

フォーラム	グループ	委員氏名	担当	区策定委員会
おゆみ野	A	川瀬 康行	委員長	区策定委員長
		北原 知子	サブリーダー	区策定委員
		高良 和子	作業部会員	区策定委員
		土居 新史		
		林 智絵		
		丸島 カツ子		
		山崎 美香		
	B	石橋 智重子	副委員長	区策定委員
		坂口 鐵男	サブリーダー	区策定委員
		鈴木 正義		
		砂原 時男		
		田宮 妙子	作業部会員	区策定委員
		時田 裕子		
		丸山 知仁		
土気	A	秋葉 晶子		
		佐藤 哈爾子		
		高橋 孝子	サブリーダー	区策定委員
		野口 光良	作業部会員	区策定委員
		前田 純子	副委員長	区策定委員
		緑川 和正		
		吉田 洋一		
	B	井内 政雄	委員長	区策定委員
		国近 隆央		
		小林 正継	サブリーダー	区策定委員
		篠原 明		
		高村 リュウ	作業部会員	区策定委員
		夏目 博司		
		行木 道嗣		
藤井 けい子				

## 用語解説

### **P 1 6**

#### ・パブリックコメント

パブリックコメントとは、市の重要な施策の意思決定の過程において、施策の案を公表し、市民から意見の提出を広く求め、提出された意見を考慮して施策の決定を行うとともに、その意見に対する市の考え方を公表する手続をいいます。

平成17年12月15日から平成18年1月16日までの約1か月間で本計画に対する意見募集を行い、多くの意見・感想等が寄せられました。

### **P 4 6**

#### ・老人つどいの家

60歳以上の高齢者が家庭的雰囲気の中で相互の交流・仲間づくり、教養・娯楽を図る場として一般家庭の居室の一部を提供していただき「老人つどいの家」として開放しています。

緑区では、平成17年4月1日現在、6か所設置されています。

### **P 4 7**

#### ・シンポジウム

聴衆の前で、特定の問題について何人かが意見を述べ、参会者と質疑応答を行う形式の討論会のことです。

### **P 5 0**

#### ・カリキュラム

【curriculum】学校の教育目標を達成するために、児童・生徒の発達段階や学習能力に応じて、順序だてて編成した教育内容の計画。教育課程。

### **P 5 0**

#### ・夢はぐくむ ちば 子どもプラン（次世代育成支援行動計画）

次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、また、子育てに伴う喜びが実感されるように、総合的な支援を推進し、これにより安心して、子どもを生き育てることができる環境づくりを目指すため、平成17年3月に、子育て支援を総合的・効果的に進めるための新たな計画として策定しました。なお、児童福祉法に基づく保育所の待機児童解消のための保育計画についても本計画と一体のものとして策定しています。

**P 5 5**

・身体障害者相談員

千葉市から委嘱を受け、身体障害者(児)・その家族の方に身近な問題について地域で相談・助言・指導をしています。知的障害者相談員も同様の活動をしています。

**P 5 8**

・レサシアン

救命講習など、心肺蘇生訓練でつかわれている人形のことです。

**P 5 8**

・心肺蘇生法

けがや病気により、傷病者が突然に意識障害、呼吸停止、心肺停止などの状態になったとき、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ等により心臓と肺の機能を他動的に維持させることで脳の機能を維持、回復させることです。

**P 5 9**

・緊急通報装置

市が行う事業で、65歳以上の一人暮らしの高齢者を対象に、簡単に操作できる緊急通報装置を設置し、安否確認や急病時に対応しています。

**P 5 9**

・安心電話

市が行う事業で、在宅の65歳以上のひとり暮らし高齢者に対し、電話による安否確認などを行っています。

**P 6 2**

・ノーマライゼーション

【normalization】《正常化の意》高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健全者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方をいいます。また、それに基づく社会福祉政策のことです。

**P 6 4**

・子どもルーム（千葉市放課後児童健全育成事業）

昼間家庭に保護者のいない、原則として小学校1年生から3年生の児童を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、指導員の活動支援

のもと児童の健全育成を図ります。

**P 6 5**

・要約筆記

講演や講義などを「リアルタイム」で人の声をノートに書き取るなどして、聴覚障害者に情報を伝える活動。「筆記通訳」とも呼ばれています。集会などでは視覚言語とも言える手話通訳と並んで参加者に音声情報を保障する手段として欠かせません。

**P 6 5**

・点訳

紙に書いた文字を点字に変えることです。

**P 6 1**

・コーディネーター

利用者の相談に応じて、助言を行うほか、各種サービス等の組み合わせや利用手続についての援助、調整などをおこなう支援員のことをいいます。

**P 7 0**

・バリアフリー

【barrier-free】児童や障害者、高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方をいいます。道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道を作ったりするのがその例です。高齢の方や障害のある方などへの理解を深め、思いやりのある心で自分から進んで行動ができるような気持ちづくり（心のバリアフリー）。

**P 7 1**

・ノンステップバス

誰でも乗降しやすいように、床を低くして乗降口の階段を極力なくしたバスのことです。

## 緑区地域福祉計画

発行 平成18年3月  
編集・発行 千葉市 保健福祉局 保健福祉総務課  
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1  
電話 043-245-5158  
FAX 043-245-5546  
電子メール somu.HW-kc@city.chiba.lg.jp



